

第2次香取市総合計画 後期基本計画(2023～2027 年度)

令和 4 年 7 月 29 日時点

目次

| | |
|--------------------------------------|----|
| 第1編 はじめに | 1 |
| 第1章 第2次香取市総合計画の概要 | 1 |
| 1節 第2次香取市総合計画とは | 1 |
| 2節 後期基本計画等の策定 | 2 |
| 第2章 市の概況 | 4 |
| 1節 地勢 | 4 |
| 2節 沿革 | 5 |
| 3節 人口動態 | 6 |
| 4節 財政状況 | 7 |
| 5節 市民憲章、市章、市の花・木・鳥 | 9 |
| 第3章 社会的潮流と動向 | 10 |
| 1節 社会的潮流と動向の変化 | 10 |
| 2節 社会的潮流と動向 | 11 |
| 3節 社会的潮流と動向の反映 | 15 |
| 第4章 まちづくりについての「市民の声」 | 16 |
| 1節 市民意識調査及び中学生・高校生アンケートの概要 | 16 |
| 2節 調査・アンケート結果 | 16 |
| 第5章 第2次香取市総合計画(基本構想・前期基本計画)の検証 | 23 |
| 1節 基本構想の検証 | 23 |
| 2節 前期基本計画の検証 | 26 |
| 第2編 基本構想 | 35 |
| 第1章 香取市の目指す方向 | 35 |
| 1節 将来都市像 | 35 |
| 2節 施策の大綱 | 36 |
| 3節 まちづくりの基本姿勢 | 39 |

| | |
|--|----|
| 第3編 後期基本計画..... | 42 |
| 第1章 後期基本計画の概要..... | 42 |
| 1節 計画の趣旨..... | 42 |
| 2節 計画の期間..... | 42 |
| 第2章 後期基本計画の推進..... | 42 |
| 1節 後期基本計画の推進..... | 42 |
| 第3章 市の将来の姿..... | 47 |
| 1節 将来人口の見通し..... | 47 |
| 2節 財政状況の見通し..... | 49 |
| 3節 地域整備の方向性(出典:香取市都市計画マスタープラン)..... | 52 |
| 第4章 重点プロジェクト..... | 55 |
| 1節 重点プロジェクトとは..... | 55 |
| 2節 「第2次香取市総合計画・後期基本計画」と「第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係..... | 55 |
| 3節 重点プロジェクト..... | 56 |
| 第5章 施策内容..... | 57 |
| 1節 施策体系..... | 57 |
| 2節 各施策の見方..... | 59 |
| 3節 各施策..... | 59 |
| 参考資料..... | 59 |

第1編 はじめに

第1章 第2次香取市総合計画の概要

1節 第2次香取市総合計画とは

第2次香取市総合計画は、まちづくりの指針となる、市政運営における最上位の計画です。計画自体の持つ役割等は、次のとおりです。

1. 計画の役割

第2次香取市総合計画は、次のような役割を持っています。

- ①市のまちづくりの中核となる計画 として
- ②市民に対する市の運営指針 として
- ③国や県などに対する市が目指すまちづくりの提示 として

2. 計画の構成と期間

第2次香取市総合計画は、基本構想と基本計画で構成しています。また、基本計画を実現するための具体的な手段について、実施計画を策定します。

「基本構想」とは……………

- ・市の将来像を示すとともに、それを実現するために必要な政策の大綱を明らかにするものです。
- ・計画期間は、ある程度の長期的な視野によるまちづくりを進めていくとの観点から、10年間としています。

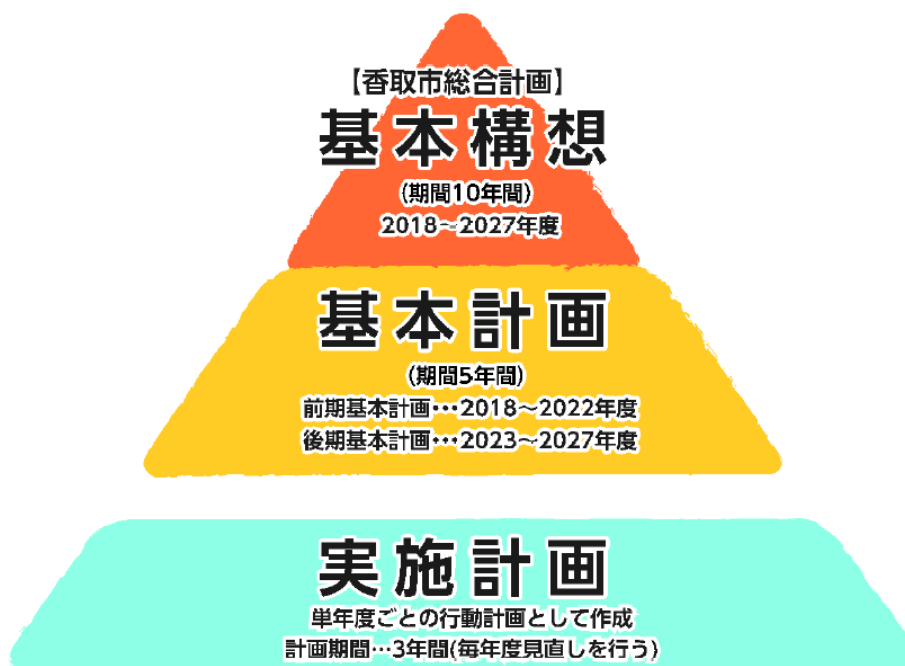
「基本計画」とは……………

- ・基本構想で示した将来像を実現するため、施策の大綱に基づき、施策の目的や方針を明らかにするものです。
- ・計画期間は、構想期間中途における検証の必要性や中期的な観点から基本構想の実現を図るため、前期5年間と後期5年間に分けて策定しています。

「実施計画」とは……………

- ・基本計画の各施策を実際に執行し、計画及びそれぞれの事業目的を達成するため主要事業の具体的な内容を明らかにするものです。
- ・計画期間は、3年間(単年度ごとの行動計画として作成し、毎年度見直しを行う。)としています。

【第2次香取市総合計画の構成】



2節 後期基本計画等の策定

1. 後期基本計画の策定に向けて

2018(平成 30)年を計画初年度とした第2次香取市総合計画では、「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～」を将来都市像と決めました。また、将来都市像の実現に向け、これまで、市民の暮らしと地域経済環境の変化、市民ニーズを的確に捉えることを前提とし、地域の個性や資源を活かしながら、市民意識や様々な活動において、一体感の醸成に資するよう、6つの分野を施策の大綱として定め、計画的かつ効果的な施策を展開してきました。

一方、昨今の社会経済情勢の変化は著しく、大規模自然災害への対応、地域経済や人口構造の変化、デジタル化を始めとした技術革新、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえたニューノーマル(新たな日常)への対応、さらには本市の一部過疎地域への指定など、直面する状況や課題は急激に変化し、複雑・多様化しています。

こうした中、第2次香取市総合計画の前期基本計画(以下、「前期基本計画」という。)が2022(令和4)年度をもって終了するため、現在の時代背景など、市民の暮らしや地域の社会経済情勢に与える影響を的確にとらえつつ、市民の多様な声や要請に対応した2023(令和5)年度以降のまちづくりの新たな指針として、「第2次香取市総合計画・後期基本計画(以下、「後期基本計画」という。)」を策定します。

2. 関連計画の一体化と検証結果の反映

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

本市では、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力のある地域を維持していくために、第2期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「第2期総合戦略」という。)を策定し、少子化や人口減少対策に取り組んできました。この第2期総合戦略は、前期基本計画において、重点プロジェクトの位置付けにあり、第2期総合戦略の推進項目そのものを採用しながら、特に力を入れる要素として着目し、施策展開の優先度を高めています。

現在、人口減少等の状況の厳しさに変化はなく、加えて、本市が一部過疎に指定された現状を鑑みると、引き続き、後期基本計画においてもその役割は変わらないと判断し、後期基本計画と、同時期にスタートする第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を一体化して策定するとともに、特に、人口減少対策、過疎対策を中心としながら、総合的かつ効率的に推進していくこととします。

(2) 前期基本計画の検証と後期基本計画への反映

後期基本計画の策定にあたっては、社会的潮流と動向やまちづくりについての「市民の声」の確認等を実施するほか、市における実際の分掌事務とのすり合わせや、各施策分野に係る十分な動向調査の実施を前提とし、前期基本計画の検証作業を丁寧に行い、その結果を後期基本計画の内容へ反映することとします。

なお、期間中途にある基本構想についても、その後の様々な社会情勢の変化等を踏まえ、現時点での検証を行い、必要に応じ、当該部分を変更することとします。

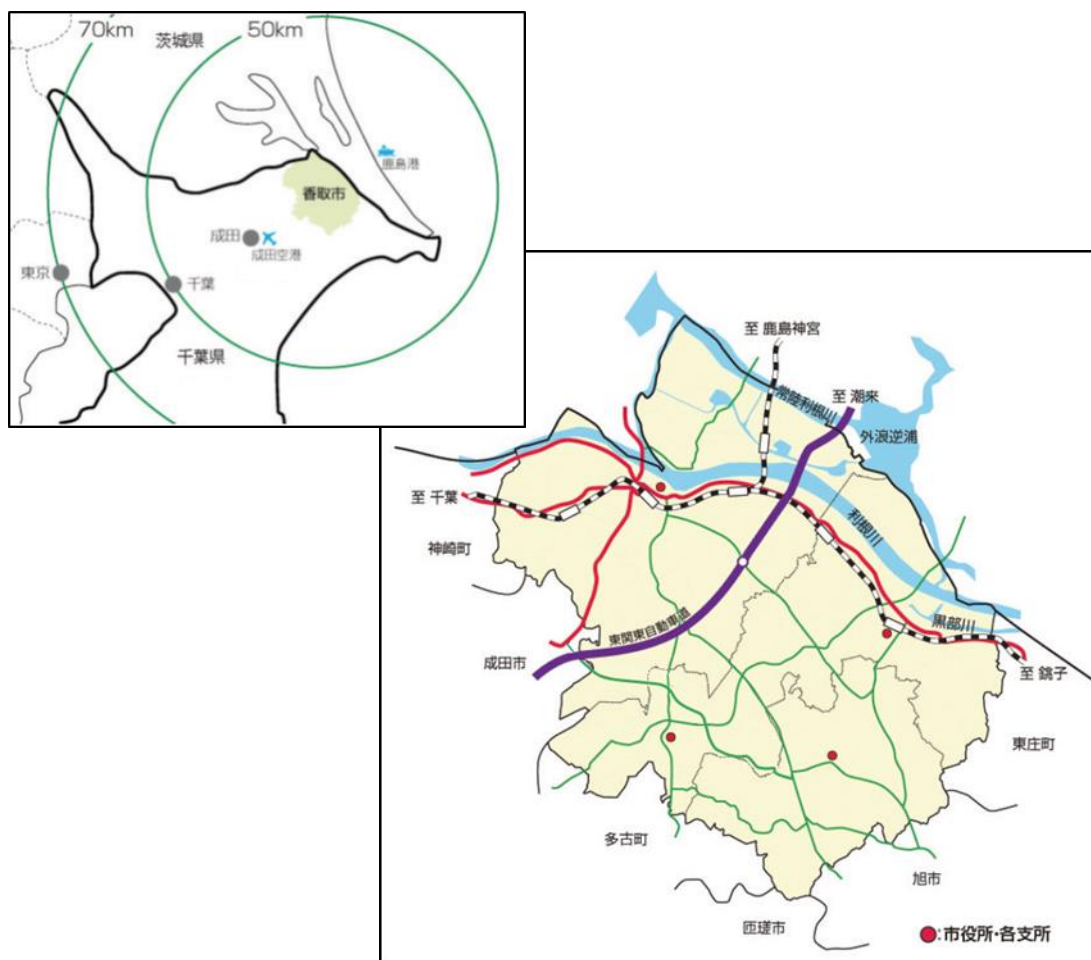
第2章 市の概況

1節 地勢

本市は、千葉県北東部に位置しており、東京都心から直線で約 70km、千葉市から約 50km、成田国際空港から約 15km の距離にあります。市域は東西約 21.2 km、南北約 22.7 kmにおよび、面積は 262.35 km²と県内第4位の規模を有し、東部は東庄町、西部は神崎町、成田市、南部は旭市、匝瑳市、多古町、そして北部は茨城県に接しています。また、国道 51 号、東関東自動車道が市内を縦断し、JR 成田線が市内を横断しており、成田線、鹿島線を合わせ6駅が市内に所在しています。

北部地域には水郷の風情が漂う利根川が東西に流れ、流域には水田地帯が広がり米の生産地となっており、南部地域は北総台地の一角を占め、山林や畑が広がり、サツマイモなどの生産地となっています。

また、利根川、常陸利根川、横利根川、黒部川、小野川など 15 の一級河川が市内を流れ、主要な湖沼には与田浦、さらに、自然公園として水郷筑波国定公園、県立大利根自然公園を有するなど、水郷の情緒を感じることもできる、豊かな自然環境に恵まれています。

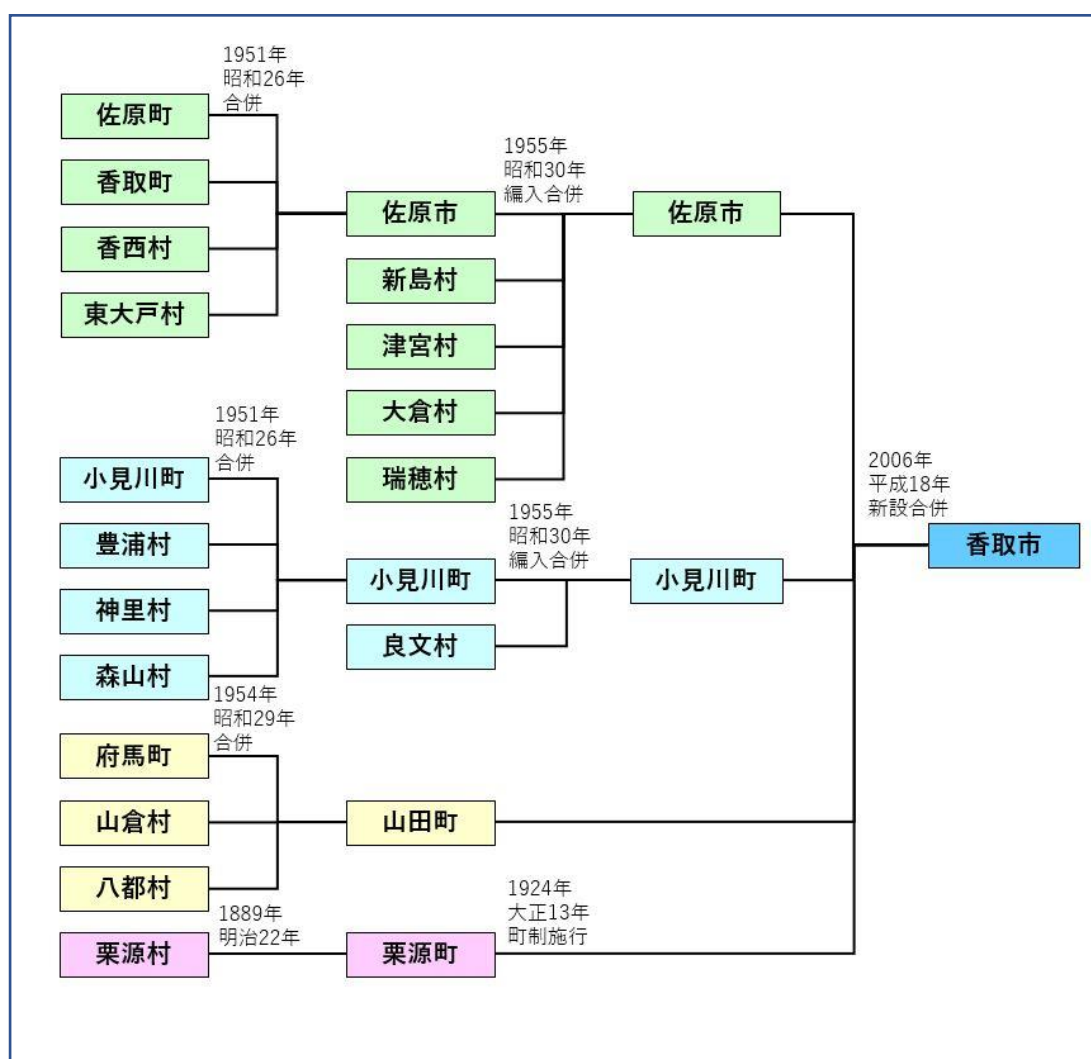


2節 沿革

昭和の大合併に伴い、1951(昭和26)年3月15日には、佐原町、香取町、香西村、東大戸村が合併して佐原市が誕生し、1955(昭和30)年2月11日には、新島村、津宮村、大倉村、瑞穂村を編入しました。

これと同じ頃、1951(昭和26)年4月1日には、小見川町、豊浦村、神里村、森山村が合併して小見川町が誕生し、1955(昭和30)年2月11日には、良文村を編入しました。1954(昭和29)年8月1日には府馬町、山倉村、八都村が合併し、山田町が誕生しました。また、1889(明治22)年に誕生した栗源村は、1924(大正13)年に町制施行により栗源町に移行しました。

その後、平成の大合併に伴い、2006(平成18)年3月27日に佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の1市3町が合併し香取市が誕生しました。

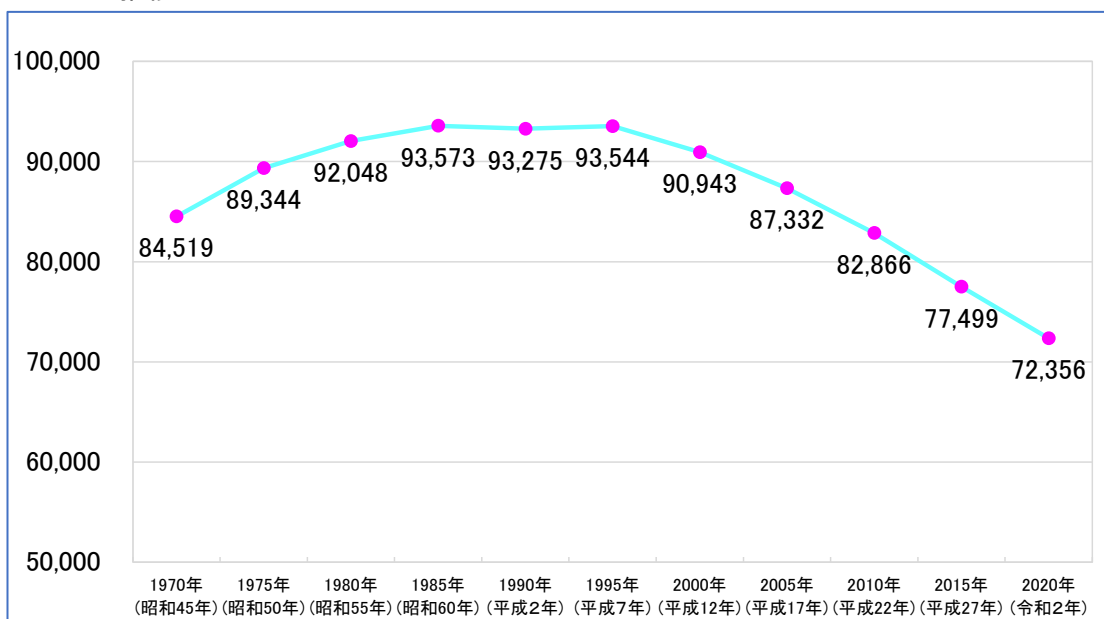


3節 人口動態

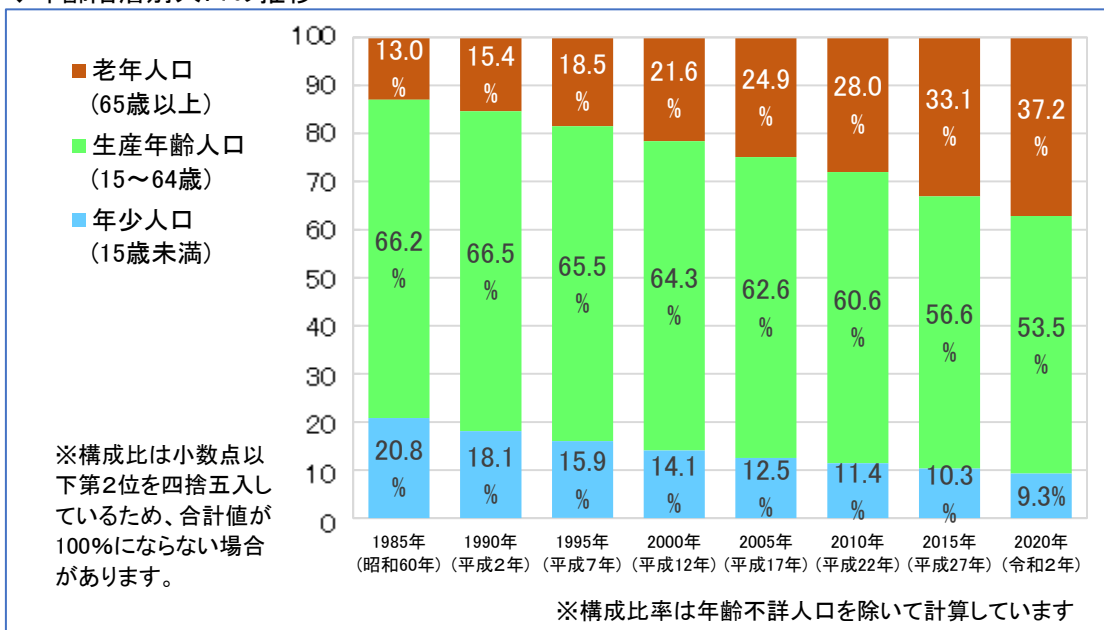
本市の人口(2006(平成 18)年度以前は、合併前の佐原市、小見川町、山田町及び栗源町の人口の合計数)は、1970(昭和 45)年(84,519 人)以降増加を続けていましたが、1985(昭和 60)年(93,573 人)をピークに減少に転じています。近年はその傾向が加速しており、2010(平成 22)年から2020(令和2)年までの間で、約 10,500 人減、12.7%の減少となっています。

年齢階層別人口の推移をみると、15 歳未満の年少人口の比率が減少する一方で、65 歳以上の老年人口、いわゆる高齢者人口の比率が大幅に増加しています。全体として本市の人口構成は、少子高齢化が加速度的に進んでいることが分かります。

◆人口の推移



◆年齢階層別人口の推移



※ 令和3年度決算額が確定後、最新のものに差し替えます

4節 財政状況

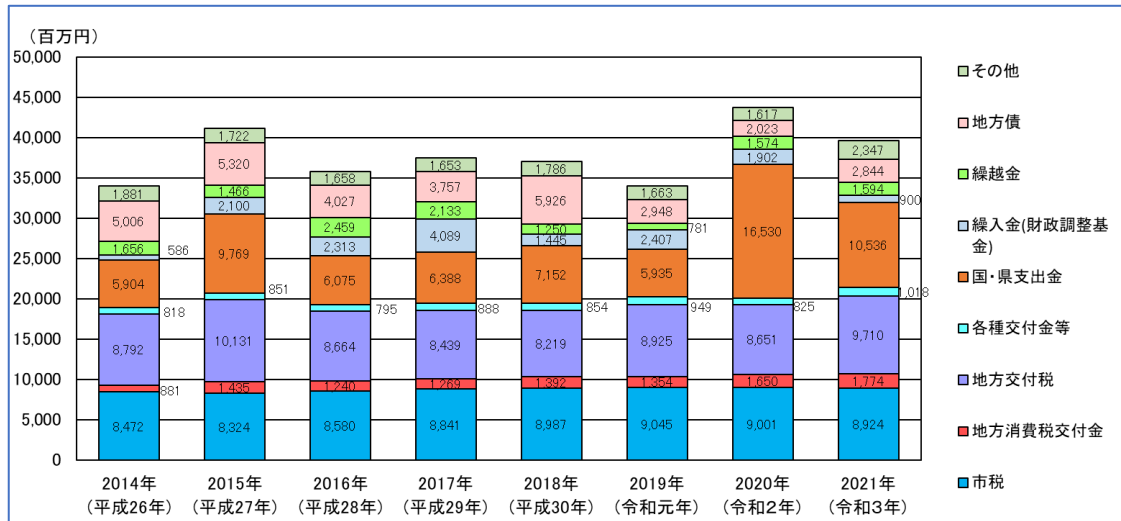
本市の2014(平成26)年度から2021(令和3)年度の歳入・歳出決算額の推移は次のグラフのとおりです。財政規模については、実施事業の影響により、大きく変動しています。

歳入の市税は、人口減の中、太陽光発電設備等の増加に伴い固定資産税収入が好調なため、堅調な推移を示しています。交付税は、普通交付税の合併算定替の縮減が2016(平成28)年度から始まり、2020(令和2)年度で優遇措置が終了しましたが、コロナ禍に伴う追加交付決定などにより、2021(令和3)年度は結果的に前年度を上回りました。

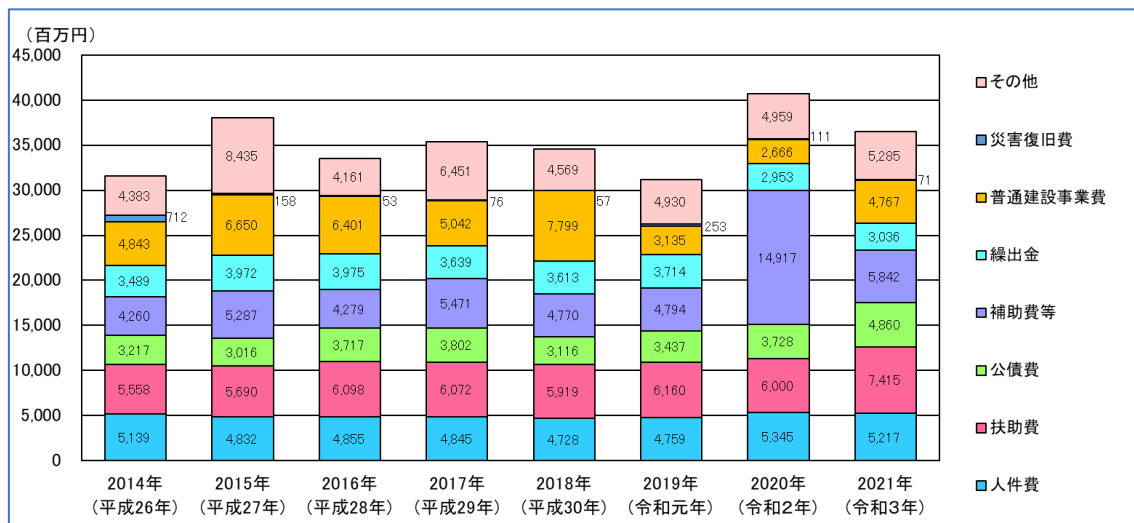
歳出の人件費は、職員定員適正化計画の推進により、合併以降、大幅に減少し、近年も減少傾向で推移していますが、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入された結果、2020(令和2)年度は増額になりました。扶助費は、高齢化等に伴い、増加傾向で推移しています。公債費は、国の普通交付税優遇措置が大きい合併特例債を最大限活用し、学校施設等の大規模改修事業などを実施した結果、増加傾向で推移しています。また、2016・2017(平成28・29)年度、2021(令和3)年度には、将来の財政負担の軽減のため、繰上償還を実施したため、大幅に増加しています。

大幅に財政規模が増加している要因として、2015(平成27)年度は、震災復興に係る液状化対策事業などの実施、2017(平成29)年度は、公共施設の大規模改修等の財源に充てるため公共施設整備基金の新設、2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症に伴う特別定額給付金の交付や交付金を活用した事業の実施等が挙げられます。

◆歳入の推移



◆歳出の推移



注)各年度の値は、普通会計ベース(純計相殺後)のものです。

5節 市民憲章、市章、市の花・木・鳥

1. 市民憲章(2011(平成 23)年3月 27 日制定)

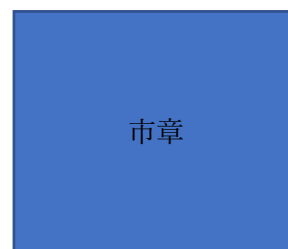
わたくしたちの香取市は、雄大な利根の流れと肥沃な北総台地に生まれ、香取の杜や伝統的な町並みをもつ、豊かな自然と長い歴史のあるまちです。

わたくしたちは、この郷土を愛し、市民協働による住みよいまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

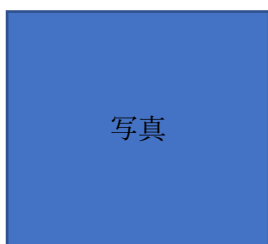
- 水や緑を大切にし、美しいまちをつくります。
- 地域の歴史を大切にし、文化の香り高いまちをつくります。
- きまりを守り、平和で安心なまちをつくります。
- とともに学び、ともに働き、活気あふれるまちをつくります。
- お互いに助けあい、笑顔で暮らせるまちをつくります。

2. 市章(2006(平成 18)年9月3日制定)

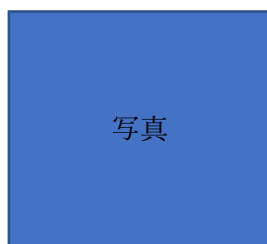
美しい水辺の自然、広大な水田と里山の自然、未来に広がる青空を香取市(katori)の頭文字「K」に重ね、鳥の羽ばたく形にシンボル化しています。躍動感のある形は、香取市の美しく雄大な自然と、未来への発展を象徴しています。



3. 市の花・木・鳥(2007(平成 19)年3月 27 日指定)



市の花：アヤメ



市の木：サクラ



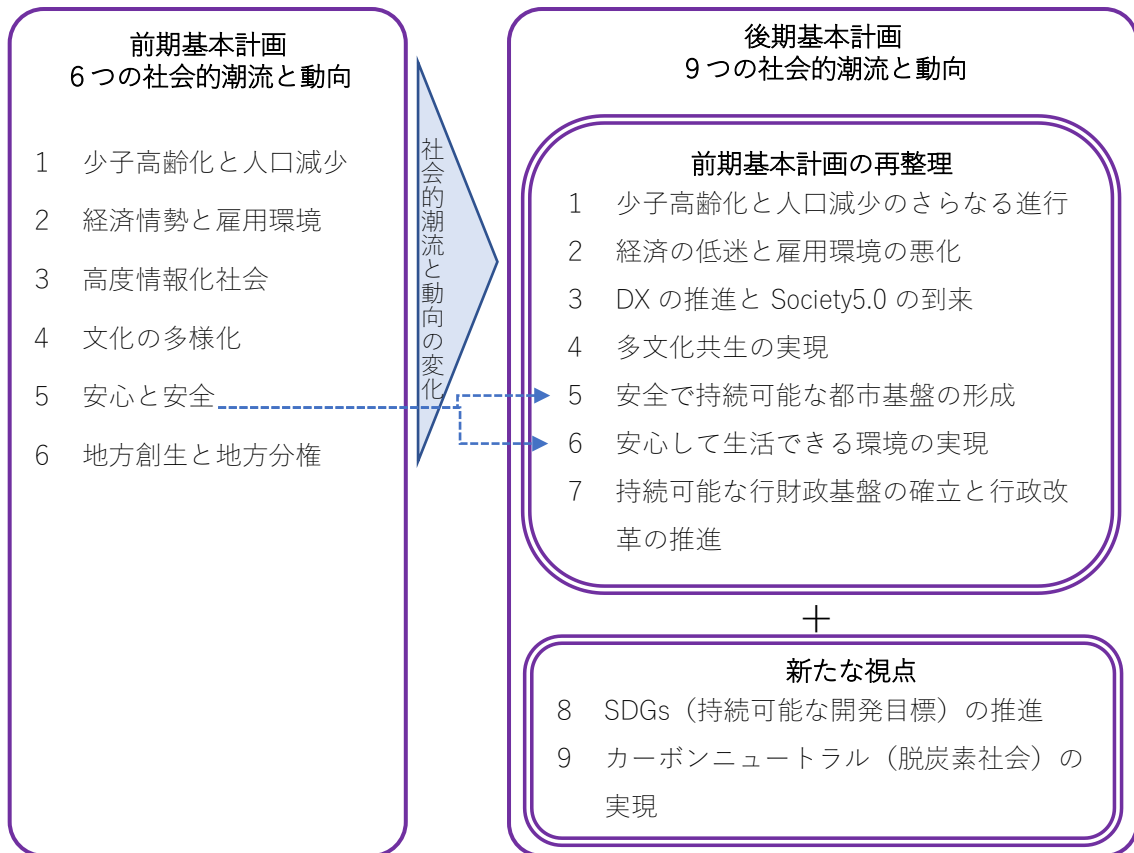
市の鳥：ヨシキリ

第3章 社会的潮流と動向

1節 社会的潮流と動向の変化

前期基本計画においては「少子高齢化と人口減少」「経済情勢と雇用環境」「高度情報化社会」「文化の多様性」「安心と安全」「地方創生と地方分権」の6つを主要な社会的潮流と動向として捉え、まちづくりを進めてきました。その一方で、近年、本市を取り巻く環境が日々変化し、これに伴ってまちづくりを進める上での問題や課題も日々変化しています。

後期基本計画では、前期基本計画において整理した6つの社会的潮流等を基礎としつつ、それぞれの進展状況や変化を反映させ「少子高齢化と人口減少のさらなる進行」「経済の低迷と雇用環境の悪化」「DXの推進と Society 5.0 の到来」「多文化共生の実現」「安全で持続可能な都市基盤の形成」「安心して生活できる環境の実現」「持続可能な行財政基盤の確立と行財政改革の推進」の7つに再整理します。さらに、新たな視点として「SDGs の推進」「カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現」を追加し、9つの社会的潮流と動向として捉えるとともに、後述する香取市独自の問題や課題、市民ニーズ及びこれまでの施策の取組状況等を踏まえることで、重点プロジェクトの設定や各種施策の方針に反映します。



2節 社会的潮流と動向

1. 少子高齢化と人口減少のさらなる進行

我が国の総人口は、2008(平成 20)年をピークに減少局面に転じており、2021(令和3)年には1億2,544万人となっています。今後の見通しでは、総人口に占める老年人口の割合は年々拡大し、2025(令和7)年には3割を超える水準に達する見込みです。一方で総人口に占める年少人口及び生産年齢人口の割合は着実に縮小しており、労働力や地域活動に取り組む担い手の不足、税収の減少、ひいては医療・介護等社会保障制度の維持や公共施設等インフラの維持・管理に関して大きな影響を与える可能性があります。

本市においては全国的な人口動態に先行して人口減少、少子高齢化が進んでおり、人口減少、少子高齢化はあらゆる施策に影響を与える最大かつ最重要な行政課題です。また、2022(令和4)年に一部地域が過疎地域に指定され、人口減少、少子高齢化はより緊急性の高い重要課題となりました。この課題解決に向けて、中長期的な視点に立って人口減少対策を進め、本市の魅力を発信するシティプロモーション活動を実施するなど、市民の定住と市外からの移住を促進していく必要があります。

2. 経済の低迷と雇用環境の悪化

日本経済は長年にわたり成長が鈍化しており、政府により財政・金融政策や成長戦略が推進されているものの、劇的な改善は見られない状況にあります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020(令和2)年の国内総生産(GDP)は戦後最悪のマイナス成長である4.6%減、雇用情勢についても、企業の経営悪化等による雇い止めは見込みも含めると2022(令和4)年4月時点で13万人に達しています。また、生産年齢人口の減少に伴う人手不足・後継者不足も深刻化しており、労働力の確保に取り組む必要がある一方で、労働生産性の向上が大きな課題となっています。

本市においても、新型コロナウイルス感染症に起因する各産業の経済停滞からの脱却や農業をはじめとした各産業の担い手不足への対応等、産業振興及び経済活動の安定化が喫緊の課題となっています。

3. DXの推進とSociety5.0の到来

新型コロナウイルス感染症への対応では、デジタル化の遅れにより各種手続やデータ活用等において様々な課題が明らかとなりました。このような課題に迅速に対処するとともに、新たな日常の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革する社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)が求められています。また、その先には、サイバー(仮想)空間とフィジカル(現実)空間を高度に融合することにより、経済的発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会である Society5.0 の実現も提唱されています。

目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が国から示されています。

本市においても、情報セキュリティの強化を進めるほか、インターネットやコンピューターを利用できる者と利用できない者の間で起こる情報格差「デジタル・デバイド」に配慮するとともに、一定の経済規模を維持していくために、AI や IoT 等を活用し、行政手続のデジタル化だけでなく、農業、観光、医療、介護、交通等、あらゆる産業、生活分野において、DX を推進していく必要があります。

4. 多文化共生の実現

これまで、日本国内の消費喚起による経済成長等を目的として、観光振興を成長戦略と位置づけ各種施策を展開してきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の全世界での感染拡大に起因し、訪日外国人観光客数は激減しており、2020(令和2)年には前年比で約9割の減少となっています。今後の影響については、未だ先行きが見通せず、インバウンド需要の回復状況については不透明な状況にあります。しかしながら、世界的にワクチン接種や治療薬の開発も進んでいることから、アフターコロナを見据えて訪日外国人観光客の受入態勢を整備していくことが重要となります。

また、我が国の外国人労働者の雇用者数は2020(令和2)年10月時点で約172万人であり、10年前と比較して大幅に増加しています。2019(平成31)年に改正出入国管理及び難民認定法が施行されたことにより、今後さらなる外国人労働者の受入れが進むと考えられることから、在留外国人の就労や生活に係る支援を充実させていくとともに、地域住民側の異文化理解の向上に向けた啓発・交流機会の創出等に努めることが求められます。

本市においても、成田空港に隣接し、外国人観光客を呼び込みやすい立地環境にあることから、訪日外国人観光客の誘致を進める必要があります。

また、外国人労働者は年々増加傾向にあることから、総合的な支援体制の構築や国際交流事業の展開が課題となっています。

5. 安全で持続可能な都市基盤の形成

近年では地震や津波、台風、ゲリラ豪雨等の災害が頻発し、激甚化する傾向にあります。国は国民の命と財産を守るため平時から大規模災害等への備えを行い、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心な国土・地域・経済社会を構築することを目指し、国土強靱化基本計画に基づいた取組を推進しています。また、地勢や地域特性に鑑み、それぞれの地域での生活機能の維持・確保に配慮しつつ、周辺都市との広域連携や小さな拠点の形成、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを推進することで、生活機能の維持・確保、地域活性化・経済成長、災害対応、人材育成等に取り組んでいくことも示しています。

さらには、全国的にインフラ施設等の社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、今後一斉に更新時期を迎えようとしており、その老朽化対策・更新が課題となっています。

本市においてもこのような課題への対応は急務となっています。老朽化した公共施設が多く存在していることから、市民が安心して生活できる、持続可能で、かつしなやかな都市基盤の形成を進める必要があります。

6. 安心して生活できる環境の実現

介護が必要な高齢者の支援や子育てとともに親の介護ケアも必要となるダブルケアの問題、学校に通いながら親の介護をするヤングケアラー問題等、国民が抱える問題は複雑化・複合化しています。このような問題に対し、児童福祉や高齢者福祉等の従来の社会保障制度のみでは対応が難しく、相談支援・参加支援・地域づくり支援を一体的に提供する重層的な支援体制を整備する必要があります。

また、地域社会には、性別・年齢・国籍・所属等の多種多様なバックグラウンドを持つ人々がともに生活しています。これらすべての人が地域の中で、生活に制約を受けることなく、自分らしくいきいきと暮らしていくことができるような環境を、行政だけでなく地域力も活用しながら実現することで、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

本市においても、地域と行政がそれぞれの役割のもとに相互に連携し、安全安心な生活環境の実現に向けて地域支援の担い手である社会福祉協議会や NPO、地域活動団体、ボランティアなどがネットワークを構築し、地域福祉活動の活性化を図ることが必要となっています。

7. 持続可能な行財政基盤の確立と行財政改革の推進

我が国の地方自治体財政は、人口減少、少子高齢化に伴い、歳入が減少する一方で、社会保障等をはじめとした歳出が増加してきました。今後も一層の人口減少、少子高齢化が進み、老朽化した施設の更新等とともに、これまで述べたような社会課題の増加・複雑化に伴う行政サービスの多様化のため、財政的な厳しさはさらに増加するものと推測されています。そこで、事業の取捨選択や効率性・有効性の向上を目指した行財政改革の推進が求められています。

本市においても、職員の能力向上による業務の効率化や市民サービスの向上はもとより、デジタル化による業務効率化や事業の見直し、事業の取捨選択のほか、自主財源の確保、受益者負担の見直し、施設の適正配置・適正管理、周辺自治体との連携推進等、様々な手段を講じ、より効率的・効果的な市民サービスを提供していく必要があります。

8. SDGs(持続可能な開発目標)の推進

SDGs は、「誰一人取り残さない」という理念のもと、2030(令和 12)年を目標として 17 のゴールと 169 のターゲットから構成された持続可能な開発目標であり、将来世代に対しても配慮しながら、現世代の開発目標を示しています。

我が国では、SDGs を原動力とした地方創生(地方創生 SDGs)を推進しており、地方自治体向けの普及促進活動や SDGs 未来都市の選定、モデル事業形成への財政的支援が行われています。また、最近では、地方自治体のグリーンボンドやソーシャルボンド、サステナビリティボンド等を含む SDGs 債の活用や学校教育における SDGs を切り口とした探究学習(総合的な学習)の実施など、SDGs に関連して先進的な取組を行う地方自治体が出てきています。

本市においても、2018(平成 30)年度に作成した第2次香取市環境基本計画や 2019(令和元)年に策定した第2期総合戦略において、各取組と SDGs の開発目標の関係を整理しています。今後策定する計画においても SDGs の開発目標との関係を整理することにより、課題解決を加速化させることが期待されます。

9. カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現

国は2020(令和2)年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。この宣言を受け、カーボンニュートラルを成長・イノベーションの機会として捉え、関係省庁や地方自治体、各企業で様々な取組が進められています。

地方自治体では、カーボンニュートラルの取組を単に気候変動問題への対応として位置づけるのではなく、市民や企業との連携のもとで取組を推進し、地域課題の解決、地方創生に繋げていくことが期待されています。

本市では、市の事務及び事業に係る温室効果ガス排出量の削減目標を定めた香取市地球温暖化対策実行計画を2008(平成20)年3月に策定し、取組を進めています。今後は、カーボンニュートラルの取組を地域課題解決の手段とし、本市の地域活性化につなげていくことが必要となります。

3節 社会的潮流と動向の反映

後期基本計画の策定にあたっては、前節に記載した社会的潮流を的確に捉え、その動向を今後のまちづくりに反映する必要があります。

したがって、社会的潮流と動向のうち、後期基本計画を策定する前提となる点は、他の要件とともに、まず、基本構想における「まちづくりの基本姿勢」及び「施策の大綱」の検証に採用し、その結果をもって、後期基本計画の施策立案等を行う際の素地としています。

また、組織横断的及び施策横断的に対応すべき重要な問題や、課題解決に効果的な事案に関係する場合は、必要に応じ、後期基本計画の「重点プロジェクト」で対応するほか、「施策体系」に基づく各施策の中で、それぞれ対応することとします。

第4章 まちづくりについての「市民の声」

1節 市民意識調査及び中学生・高校生アンケートの概要

2022(令和4)年5月～6月に、市民の市政に対する評価とこれからのまちづくりに対するニーズや意識を客観的かつ統計的に把握し、今回の後期基本計画の策定や検証作業に反映するほか、市政運営に資する基礎資料及び政策立案の糧とするため、市民意識調査を実施しました。

また、市民意識調査と併せて、今後のまちづくりの方向性を検討する際に重要な視点の一つとの観点から、次代を担う若者の意見を計画に反映することを目的として、中学生・高校生アンケートを実施しました。

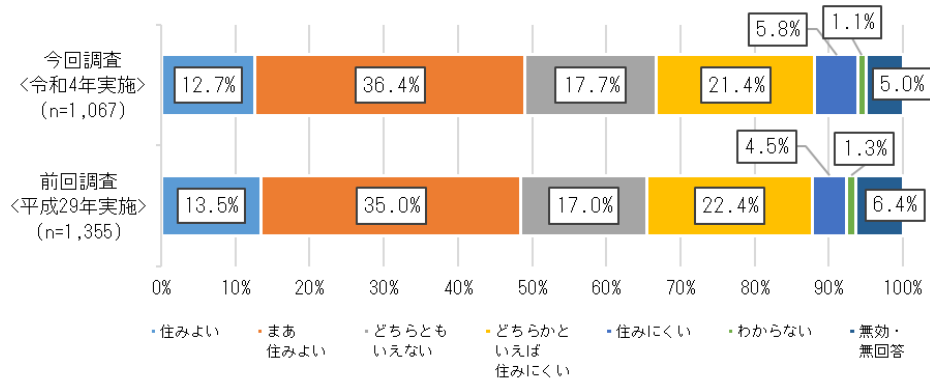
2節 調査・アンケート結果

1. 市の住みやすさ

【市民意識調査】

本市の住みやすさに関する調査の結果は、前回調査と同じ傾向となりました。

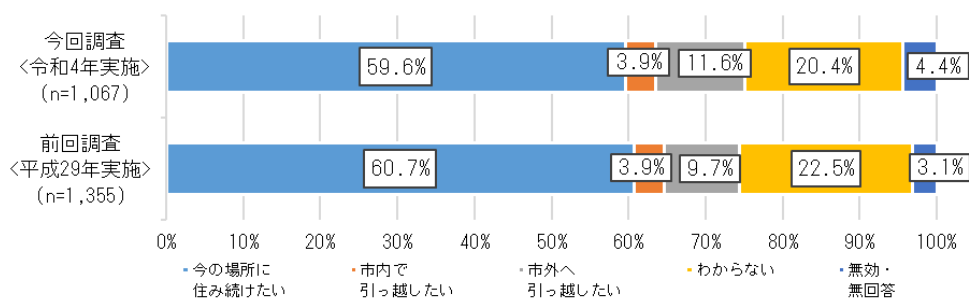
しかしながら、「住みよい」と「まあ住みよい」を合わせても半数に満たないため、その要因について精査するほか、その対策を講じる必要があります。



2. 市(地域)への定住意向

【市民意識調査】

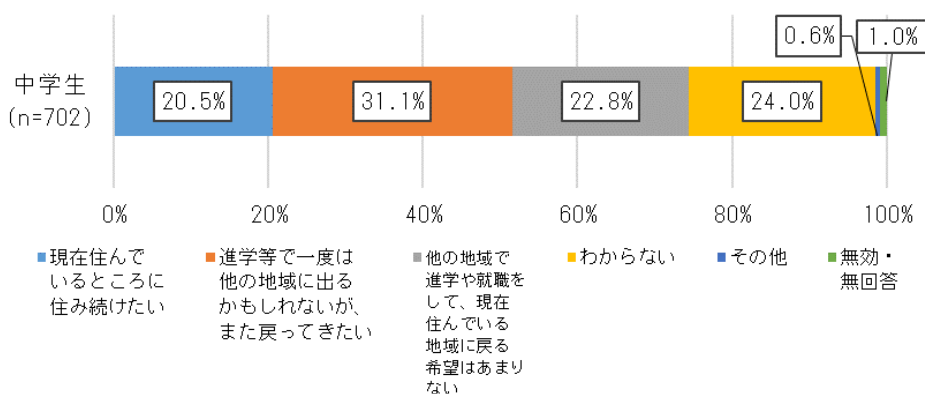
市民への定住意向に関する調査の結果は、前回調査と同じ傾向となりました。



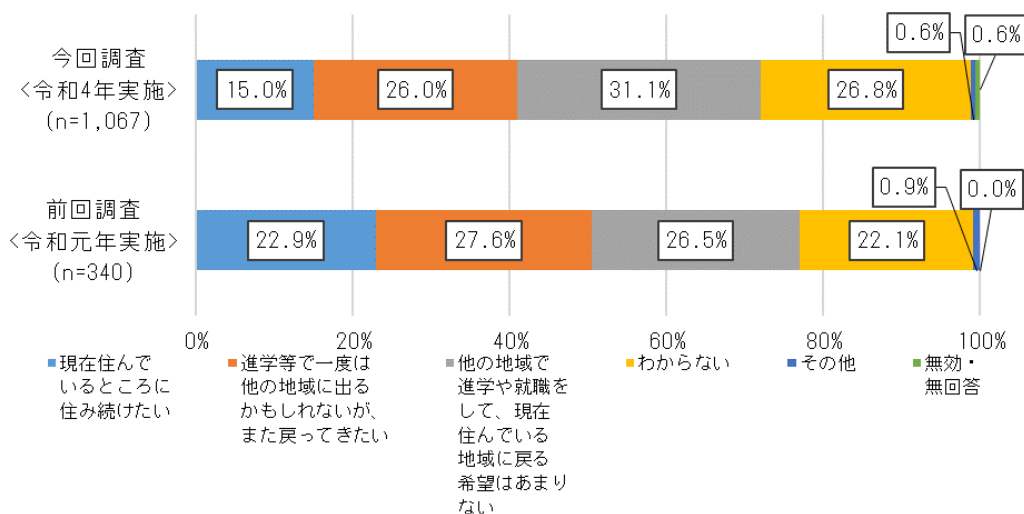
【中学生・高校生アンケート】

中学生への定住意向に関するアンケートの結果は、以下のグラフのとおりです。

定住したいと考えている割合（住み続けたい・戻ってきたいの合計）は、51.6%でした。



高校生への定住意向に関するアンケートの結果は、前回調査から住み続けたい・戻ってきたいと考えている割合が減りました。



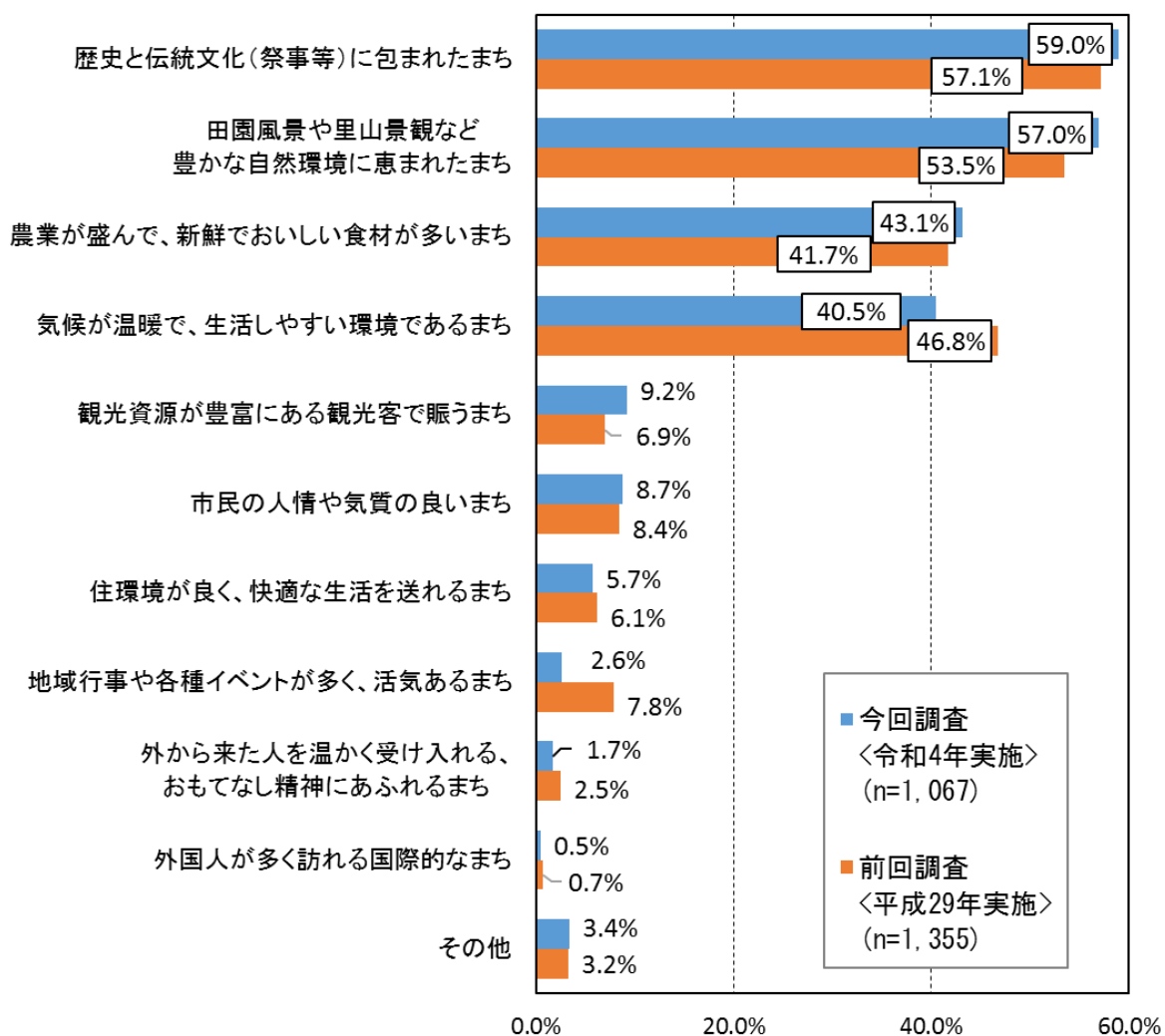
定住意向は、市民意識調査では 63.5%、中学生が 51.6%である一方、高校生が 41.0%と低くなっています。また、「わからない」の回答は、市民意識調査では 20.4%、高校生 26.8%、中学生 24.0%となっています。

市民意識調査と比較し、中学生、高校生の定住意向が低い点は、その要因を探求する必要があります。

3. 市のイメージ

【市民意識調査】

本市のイメージに関する調査の結果、「気候が温暖で、生活しやすいまち」「地域行事や各種イベントが多く、活気あるまち」の割合は減少しましたが、「歴史・伝統文化」「自然環境」「農業」「暮らしやすさ」の上位4項目は前回調査と変わりなく、市のイメージに変化はないとの結果になりました。

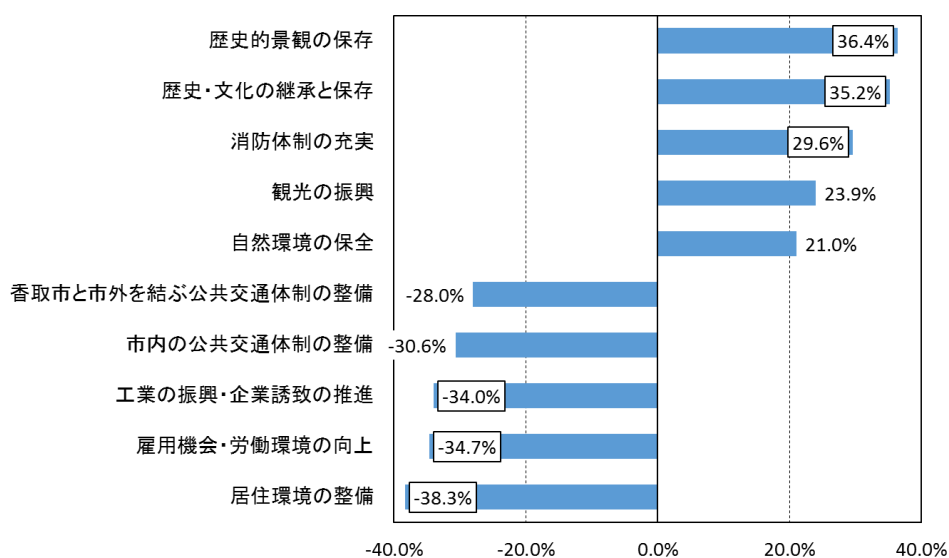


4. 市の取組に対する満足度

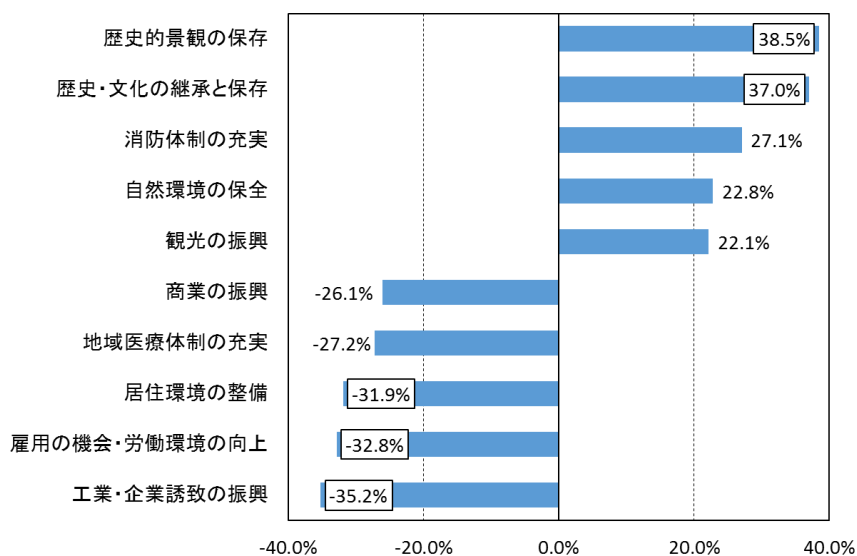
【市民意識調査】

市の取組について、満足率と不満率の差である満足度の値をみると、上位5項目に変化はありませんでしたが、下位5項目は「地域医療体制の充実」「商業の振興」に代わって、「市内外の公共交通体制整備」の満足度が低い結果となりました。なお、満足度の低い項目は、前回と同様、「居住環境の整備」「雇用機会等の向上」「企業誘致等の振興」となっています。

【今回調査】



【前回調査】



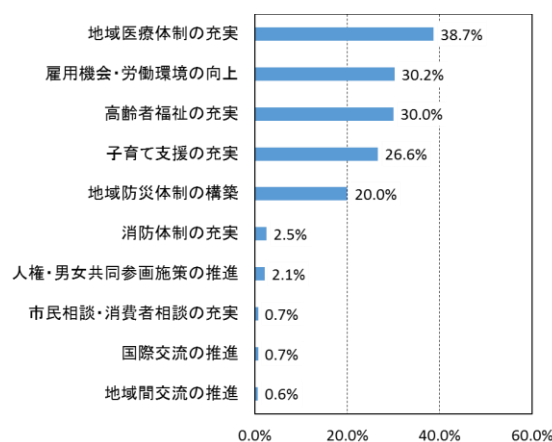
5. 市の今後のまちづくりに対する重要度

【市民意識調査】

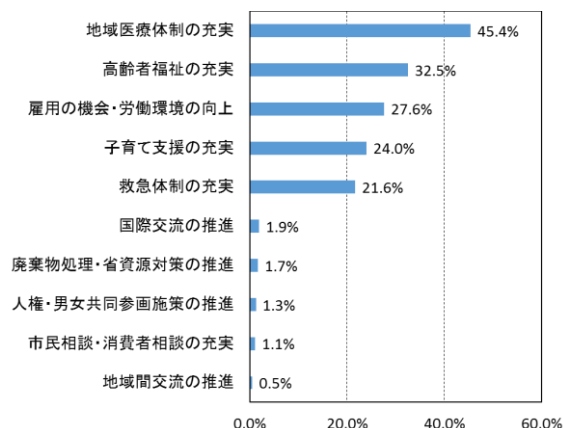
今後のまちづくりに対する重要度をみると、前回調査とほぼ同じ結果となりました。

「地域医療体制の充実」が最も高い状況は変わりませんが、今回の調査では、「高齢者福祉の充実」「子育て支援の充実」のほか、「雇用機会・労働環境の向上」や「地域防災体制の整備」を重要視する意見が多くなっています。一方で「地域間交流の推進」「国際交流の推進」「市民相談・消費者相談の充実」などは、前回同様、重要度が低い状況です。

【今回調査】



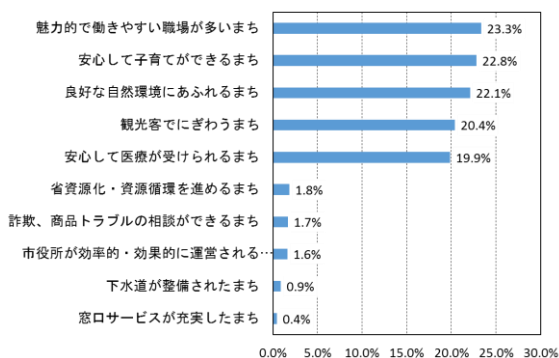
【前回調査】



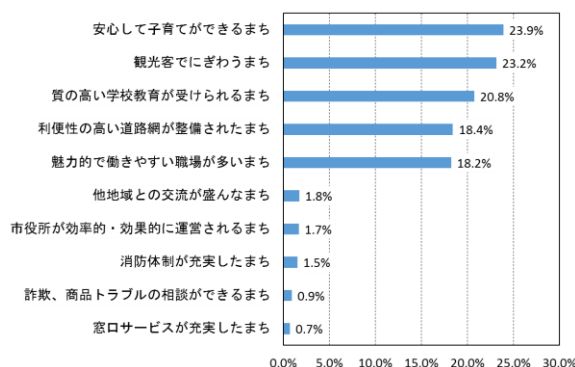
【中学生・高校生アンケート】

中学生・高校生の今後のまちづくりに対する重要度をみると、中学生・高校生ともに「魅力的で働きやすい職場が多いまち」「安心して子育てができるまち」「観光客でにぎわうまち」を重要視する意見が多く、中学生は「良好な自然環境にあふれるまち」「安心して医療が受けられるまち」が上位に、高校生は「質の高い学校教育が受けられるまち」「利便性の高い交通網が整備されたまち」が上位にきています。一方で「窓口サービスが充実したまち」「詐欺、消費者トラブルの相談ができるまち」などについては、重要視する意見が少ない結果となりました。

【中学生】



【高校生】



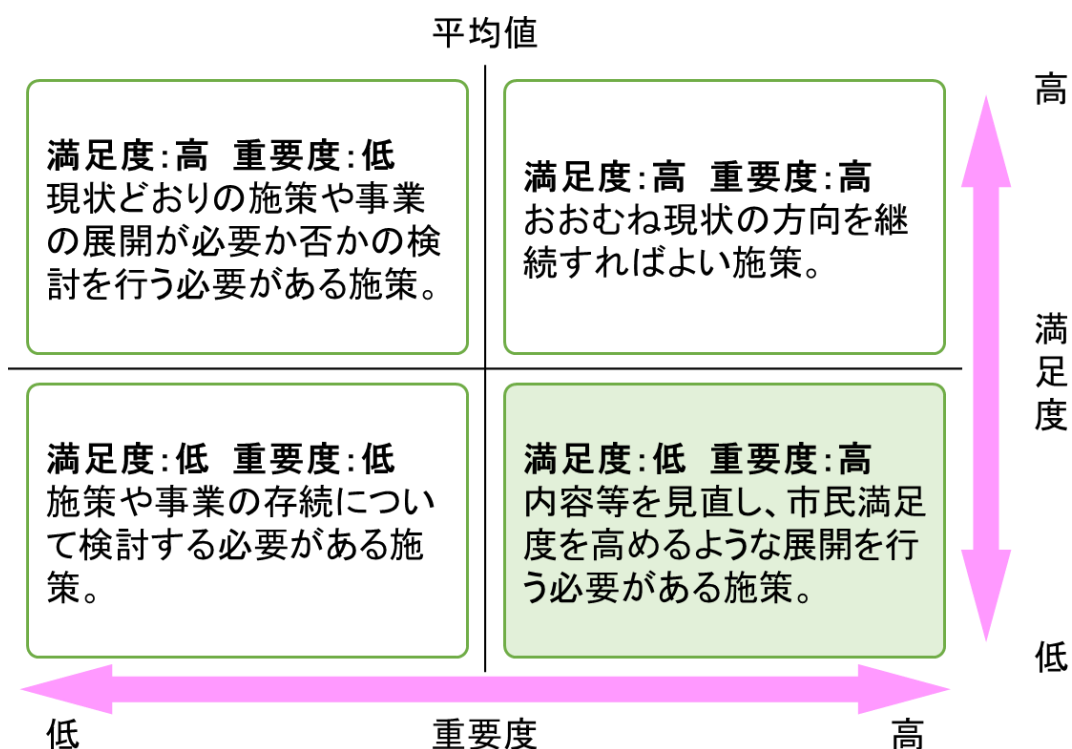
6. 重要度・満足度調査結果の散布図

【市民意識調査】

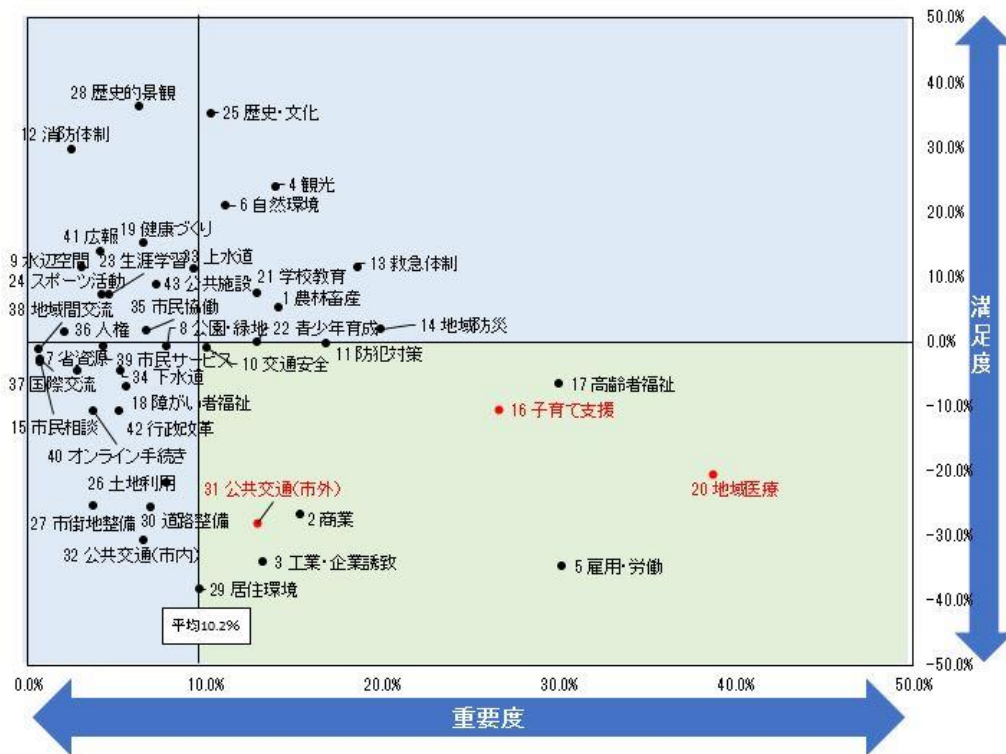
市の取組、まちづくりに関する満足度と重要度の結果を散布図で示し、その状況をみてみます。

今回の市民意識調査の結果からみる本市の重要課題（満足度が低く、重要度が高い施策）として、「雇用・労働」「地域医療」「高齢者福祉」「子育て支援」「公共交通（市外）」「商業」「工業・企業誘致」が多い状況にあります。なお、「地域医療」は、前回調査時と比較すると、若干ですが、重要度、満足度ともに改善傾向にあります。これら重要課題のすべてが前回の市民意識調査でも課題領域に分布していたことから、継続課題であるとの認識の下、引き続き、解決に向けた施策を積極的に展開していく必要があります。

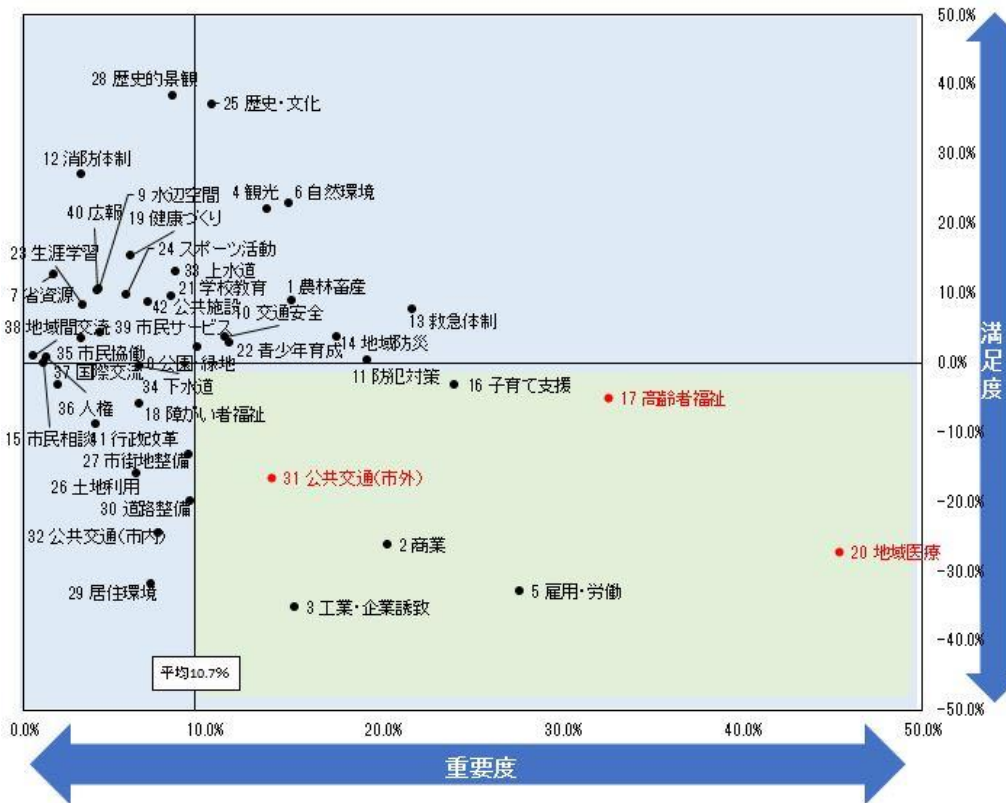
【散布図の見方】



【今回調査】



【前回調査】



第5章 第2次香取市総合計画(基本構想・前期基本計画)の検証

1節 基本構想の検証

第2次香取市総合計画の基本構想について、前期基本計画の期間5年間における社会情勢の変化を反映した新たな「社会的潮流と動向」と、市民等意識調査結果等による「まちづくりに対する市民の声」、加えて、これまでの行財政運営の実績や状況を踏まえ、以下の通り、その検証結果をとりまとめました。

1. 将来都市像

香取市の目指す方向性のうち、将来都市像の中でキーワードとなる「歴史文化」「自然」について、市民意識調査の結果、市民の本市に対するイメージに変わりはなく、引き続き、「歴史と伝統文化(祭事等)」に包まれたまち「田園風景や里山景観など豊かな自然環境に恵まれたまち」をイメージする意見が多いことから、将来都市像を変える必要がないと判断し、現在の将来都市像を継続して採用することとします。

2. 施策の大綱

新たな「社会的潮流と動向」や「まちづくりに対する市民の声」などの状況を踏まえると、「施策の大綱」6つの項目(柱)は継続するものの、各項目(柱)で実施する施策の内容は、前期基本計画に係る進捗状況等の検証結果及び実際の分掌事務等の突合結果を加味し、一部、以下の通り変更することとします。

大綱2 生活・環境の向上

- ・市民意識調査の本市のイメージにおいて、「豊かな自然環境に恵まれたまち」が上位にあるほか、昨今の地球温暖化や脱炭素化社会に向けた取組の重要性が高まっている点と、従来からの環境衛生・公害対策施策を明確に区分し、それぞれの施策を的確に推進するため、従来の①を①と②の2つに区分し、「② 美しいまちを将来へ継承する環境施策の拡充」を新たに追加します。
- ・本市で実施(一部事務組合で執行しているものを含む)している分掌事務、施策内容を網羅する観点から、新たに「④ 斎場及び墓地の適正な管理促進」を追加します。
- ・新たな「社会的潮流と動向」の「安心して生活できる環境の実現」に記載したように人権に係る課題に対し、行政だけでなく市民や地域等の力を活用しながら、すべての人が安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があることから、「⑦ すべての人が平等な人権尊重社会の実現」を新たに追加し、これまでの大綱6の当該施策(従来の②)を削除します。

大綱3 健康・福祉の充実

- ・新型コロナウイルス感染症の影響など、特に、感染症対策の徹底を図る必要があることから、従来の予防衛生の観点から強調する意味を込め、「⑥ 市民生活を支える健康づくりと感染症対策の充実」へと表現を変更します。

大綱4 教育・文化の振興

- ・市民ニーズの多様化への対応、薰り高い芸術文化に触れる機会の創造や、必要に応じ、人材の育成に資するため、芸術の振興を新たな視点として追加し「⑥ 郷土を愛する心を育む歴史文化の継承と芸術の振興」へと表現を変更します。

大綱5 都市基盤の整備

- ・町並みの整備は、保存地区の指定など、文化財の活用等を図る側面が強いものの、都市計画決定を踏まえ、あくまでも市街地整備の一環として当該指定地区における取組を進めている現状を踏まえ、従来の②と③を②として一つに統合し、「② 機能的で賑わいのある市街地の整備及び魅力あふれる町並みの整備促進」に表現を変更します。
- ・本市で実施している分掌事務、施策内容を網羅する観点から、⑤に河川や排水路の管理を加え、「⑤暮らしと産業を支える道路網の整備及び河川、排水路の管理」に変更します。

大綱6 市民参画・行政の取組

- ・人口減少及び少子高齢化が進行する中、引き続き、市民主体、市民協働に係る取組をはじめ、まちづくりに対する様々な主体との事業連携方策を具体化するほか、特に、地縁社会の希薄化への対応を含め、地域コミュニティ施策の充実が重要となることから、「① 市民が主体となった地域づくりの推進とコミュニティ施策の充実」へと表現を変更します。
- ・社会的潮流と動向に記載した「SDGsの推進」について、世界的な取組状況、日本社会における動向、及び地方自治体としての市の取組を具体的に検討するため、「② 持続可能でよりよい社会の実現」を新たに追加します。
- ・社会的潮流と動向の「少子高齢化と人口減少のさらなる進行」に記載したように、本市が一部過疎地域に指定されたため、より一層、人口減少及び少子高齢化への対策を強化するほか、移住・定住施策の重要性を鑑み、積極的な事業展開を図るため、「③ 過疎対策と移住定住施策の推進」を新たに追加します。
- ・姉妹都市等との連携、様々な地域間交流施策の重要性と、本市における国際交流施策の位置づけを確立する観点から、従来の③を「④ 地域連携・交流施策の拡充と国際交流施策の確立」に表現を変更します。
- ・社会的潮流と動向の「少子高齢化と人口減少のさらなる進行」に記載したように、その

対策や移住定住施策の一環として、及び地域の特性や個性を踏まえた施策を効果的に進める観点から、これまでの広報・広聴施策の展開に加え、いわゆる地域プロモーション事業を具体的に展開する必要があるため、従来の④を「⑤ 市民とのコミュニケーション手段の充実と地域プロモーション事業の展開」に表現を変更します。

- ・社会的潮流と動向に記載した「DX の推進」と「行財政改革の推進」を積極的に図るため、従来の⑤を「⑥ 計画的な行政運営と行政改革の推進及び自治体 DX 等への対応」に表現を変更します。
- ・社会的潮流と動向に記載した「持続可能な行財政基盤の確立」を踏まえ、従来の⑤から区分し、「⑦ 財源確保等経営効率化の推進及び財産管理の適正化」を変更して追加します。

3. まちづくりの基本姿勢

今回の検証結果等を踏まえ、将来都市像に変更がないため、その実現に向けた基本的な考えについて、引き続き、その内容を踏襲します。但し、前期基本計画を進めてきた状況など、これまでの施策動向や進捗状況、及び様々な検証結果等を踏まえ、一部の表現について、その内容を見直し、確認して明示することとします。

また、本市のまちづくりをより効果的かつ適正に進めるため、新たな社会的潮流と動向を踏まえ、引き続き、少子高齢化及び人口減少対策を最重要課題とするほか、特に重要な事項として、以下の2点について、新たな視点として基本的な考えを追加することとします。

・SDGsの推進

・カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現

2節 前期基本計画の検証

1. 検証の趣旨

(1) 前提条件の確認及び取組方針等の進捗状況の把握

前期基本計画における「計画推進の考え方」「将来人口・財政状況の見通し等の将来の姿」「重点プロジェクト」や「施策体系」については、別途、計画策定の前提条件、状況把握や検証作業を進める中で総合的に見直し、必要に応じ、調整・変更することになります。とりわけ、「施策体系」の施策項目については、行政運営上の漏れや不都合の無いよう、全面的に再確認しています。

したがって、当該検証作業の中心は、主として、前期基本計画の「施策体系」に基づく各施策で定めている取組方針等について現状と課題を整理し、まずは、その進捗状況を把握します。この把握作業は、各施策を担当する事業課等と綿密かつ丁寧に行い、成果指標の検証だけでなく、各施策の進捗状況を定性面から把握しています。

(2) 成果指標の達成状況の検証

前期基本計画の各施策に設定した成果指標の達成状況を検証しています。この検証により、各施策の進捗状況を定量面から把握しています。

(3) PDCA サイクルの確立と適用

「(1)前提条件の確認及び取組方針等の進捗状況の把握」「(2)成果指標の達成状況の検証」で得られた前期基本計画の施策ごとの検証結果を踏まえ、後期基本計画の施策立案に反映するには、特に、現在の置かれている状況を的確に捉えているか、課題を明確に把握・共有しているか、具体的な対応方針は整っているかなどが重要となります。

したがって、特に、推進体制の確立に重きを置いたPDCAサイクルを導入・適用し、各施策項目について、事業展開に至るまでの計画立案過程や手段の明確化はもとより、画一的な仕様等に基づく進め方の整理、ひいては、行財政運営体制の基本的かつ質的な改善を進めるべく、別途、共通する考えのもとに各施策の内容を再構築しています。

(4) 施策展開における市民意識の反映

市の課題等について、将来を見据えながら、いかに解決策を講じていくのか、その事業主体はどこにあるのかなど、高校生から 80 代までの幅広い世代が参加したワークショップ「かとりみらい会議」を開催しました。

日頃から感じている地域の課題やまちづくりに対するアイデア等の検討結果は、各施策の展開方法を具体的に検討し反映しています。

2. 検証結果

前期基本計画の検証結果を踏まえ、後期基本計画の施策に位置付けます。なお、検証結果は以下のとおりです。

(1) 取組方針の進捗状況の把握

施策別検証結果においては、2021(令和3)年度末で、各施策の事業展開における全取組方針145のうち38の取組方針が達成済みまたは達成見込みとなっています。一方、107の取組方針は僅かに未達又は未達の状況です。

また、各施策の2021(令和3)年度末の「5年後の目指すべき姿(全体評価)」は、達成できた又は達成見込みが2施策、僅かに未達又は未達の施策は36施策でした。

○施策別の検証結果一覧

| 大綱 | 施策 | 施策名 | 全体評価 | | |
|---------------------|----|------------|-------|-------|----|
| | | | 達成見込み | 僅かに未達 | 未達 |
| 1 産業・経済 の振興 | 1 | 農林畜産業 | | ● | |
| | 2 | 商工業 | | | ● |
| | 3 | 企業誘致 | | | ● |
| | 4 | 観光 | | ● | |
| | 計 | | 0 | 2 | 2 |
| 2 生活・環境 の向上 | 1 | 自然環境・省エネ | | ● | |
| | 2 | 廃棄物処理・再資源化 | | ● | |
| | 3 | 公園・緑地・水辺空間 | | ● | |
| | 4 | 交通安全・防犯 | | ● | |
| | 5 | 防災・消防・救急 | | ● | |
| | 6 | 市民相談・消費者相談 | ● | | |
| 計 | | 1 | 5 | 0 | |
| 3 健康福祉 の充実 | 1 | 地域福祉 | | ● | |
| | 2 | 介護・介護予防 | | ● | |
| | 3 | 高齢者の生きがい | | ● | |
| | 4 | 子育て | | ● | |
| | 5 | 障害者福祉 | | ● | |
| | 6 | 健康づくり | | ● | |
| | 7 | 地域医療 | | ● | |
| | 8 | 社会保障 | | ● | |
| | 計 | | 0 | 8 | 0 |
| 4 教育・文化 の振興 | 1 | 教育施設・環境の整備 | | ● | |
| | 2 | 学校教育 | | ● | |
| | 3 | 青少年健全育成 | | ● | |
| | 4 | 生涯学習 | | ● | |
| | 5 | 生涯スポーツ | | ● | |
| | 6 | 歴史・文化 | | ● | |
| | 計 | | 0 | 6 | 0 |
| 5 都市基盤 の整備 | 1 | 土地利用 | | ● | |
| | 2 | 市街地整備 | | ● | |
| | 3 | 町並み整備 | ● | | |
| | 4 | 住宅環境 | | ● | |
| | 5 | 道路整備 | | ● | |
| | 6 | 公共交通 | | ● | |
| | 7 | 上水道 | | ● | |
| | 8 | 下水道 | | ● | |
| 計 | | 1 | 7 | 0 | |
| 6 市民参画・ 行政の取組 | 1 | 市民協働 | | ● | |
| | 2 | 人権 | | ● | |
| | 3 | 国際交流・地域間交流 | | ● | |
| | 4 | 広報・広聴 | | ● | |
| | 5 | 行政運営 | | ● | |
| | 6 | 財政運営 | | ● | |
| | 計 | | 0 | 6 | 0 |
| 合計 | | | 2 | 34 | 2 |

達成済みの項目については、今後さらなる目標設定の必要性を検討し、それ以外の項目については、今後の方向性や指標等の見直しを検討することとします。

下記に取組方針ごとの現状と課題を整理した検証結果のうち、主な取組について記載します。

大綱1 産業・経済の振興

【農林畜産業】次世代における担い手の確保

人・農地プランの策定により、地域農業の中心経営体となる担い手の確保と農地の集積、農業投資事業等の対象者を明確にすることが出来ています。また、親元就農者、新規就農者の研修の受講を支援することにより、次代を担う優良な農業後継者の確保、育成を図っています。しかし、農業従事者の高齢化等に伴い担い手の確保は引き続き必要な状況にあり、次代を担う優良な農業後継者の確保、育成が必要な状況です。

【商工業】新たな創業者等への支援と空き店舗への出店促進、事業承継の支援

市内で新たな事業を行う創業者や事業承継を行う者に対する相談、支援や空き店舗の出店者に対して支援を実施することにより、商店街のにぎわい創出と空き店舗化の防止をしています。しかし、事業主の高齢化や後継者不足により廃業となるケースが増加していることから、既存商店の価値を引き継ぎ、事業を継続し、空き店舗化を防ぐため事業承継を更に推進する必要があります。

大綱2 生活・環境の向上

【公園・緑地・水辺空間】既存施設の整備・維持管理

老朽化した遊具等の修繕や更新、除草や植栽の剪定等、適正な維持管理を実施しています。また、公園照明のLED化、公園への防犯カメラの設置、健康遊具の設置など公園施設の充実を図っています。今後、老朽化により使用不能となる遊具や施設が増えることが予想されるため、既存公園の整備、維持に関する長期計画の策定が必要です。

【公園・緑地・水辺空間】橋ふれあい公園の整備

豊かな自然空間を活かし、多世代間の交流、市民の健康増進、来訪者を誘致する場として拡張再整備を実施しています。再整備後の橋ふれあい公園の有効活用を検討する必要があります。

【防災・消防・救急】地域防災力の向上

自主防災組織の設立を推進しており、現在、129の自治会において設立され、全世帯の45%が加入している状況です。また、地域の防災リーダーとなる人材を養成するため、防災士資格取得のための支援を実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、市民と連携する機会が少なくなったため、コロナ禍を考慮した活動方法を検討する必要があります。

大綱3 健康・福祉の充実

【子育て】子育て世帯への経済的支援の継続

子ども医療費助成の対象を高校生世代までとする現行制度を維持するため、自己負担金の見直しを実施しました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、子育て世帯へ市独自の応援給付金を支給しました。出生数の減少に歯止めをかけるため、産後検診の補助等新たな支援の検討が必要です。

【子育て】地域の子育てに関する支援・相談体制の継続

子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない総合相談を、連携を図りながら実施しています。妊娠、出産、育児の各種相談から、特定妊婦や保護が必要と思われる児童の支援などが増加している状況です。増加する相談件数に対応するため、庁外機関との連携を強化し、継続的に支援できる体制を構築していく必要があります。

【地域医療】産婦人科の充実

産婦人科施設の誘致が決定したことで、香取市誕生以来の重要な課題である市内での分娩が実現できる見通しとなっています。誘致した産婦人科と連携を図りながら妊娠、出産、子育てにおける新たな支援施策の検討が必要です。

【地域医療】地域医療体制の充実

香取おみがわ医療センターの地方独立行政法人への移行が完了しました。香取おみがわ医療センターが提供する医療の質の向上を図るため、常勤医師の増員が必要です。

大綱4 教育・文化の振興

【教育施設・環境の整備】学校等の適正配置

学校再編について、保護者、地域、学校関係者と協議を実施し学校統合を進めています。人口減少や少子化により、今後も児童生徒が減少していくことから、学校再編を進めて行く必要があります。

【教育施設・環境の整備】学校施設の長寿命化

「香取市学校施設長寿命化計画」を策定し学校施設の長寿命化を図っています。小見川中学校・山田中学校の校舎、わらびが丘小学校・新島中学校の体育館について大規模改修を実施しました。

【教育施設・環境の整備】快適な教育環境の整備

学校のトイレ洋式化を実施し、衛生環境の改善が図られています。

【学校教育】学習環境の整備

学習者用コンピューター、超高速インターネット、大型掲示装置等を導入しました。写真・音声・動画等を用いて自分の考えをまとめ、発表する「表現ツール」として活用し、学び合いを行う学校が増加しています。デジタル機器を用いた教員の指導力向上支援、情報モラル教育の推進、日常的に使用する環境づくりを行う必要があります。

大綱5 都市基盤の整備

【市街地整備】高速バスを基幹とした都市間公共交通の利便性向上

通勤や通学を中心とする交通不便を解消して市内定住を高めるため、バスターミナル整備を検討しています。また、高速バスを活用した都市間交通の利便性向上による人口流出抑制と交流人口拡大を目的とした基本構想を策定しました。現在は、沿線の人口減少、少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、バス便数と利用者数ともに減少している状況です。

【市街地整備】公共施設の集約による中心市街地の活性化

佐原駅南口の複合公共施設(みんなの賑わい交流拠点コンパス)の整備などにより、多様な世代の集客を果たし中心市街地の活性化を目指し事業を展開しています。複合公共施設は中心市街地の核となるため、多様な世代の利用を想定し、継続的に施設利用の促進が図られるサービス提供体制の確立が望まれています。

【公共交通】市内公共交通の利便性向上

循環バス、乗合タクシーの運行を続けるとともに、路線バスへの運行補助を実施し、交通不便地域の減少を図っています。また、循環バス路線等の再編を実施し、新たに交通不便地域や商業施設への乗り入れを行っています。利用者数については、都市間交通と同じく、沿線の人口減少、少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、バス便数と利用者数ともに減少している状況です。

大綱6 市民参画・行政の取組

【市民協働】住民自治協議会への継続的な支援

住民自治協議会に対し計画策定補助金を交付しています。23の協議会が設立され、住民主体の地域色豊かな事業に取り組んでいます。今後は更に増大化する地域課題に対し、協議

会による自己解決力を高めるため、財政的、人的支援を継続しながら、組織の強化、育成に取り組む必要があります。

【広報・広聴】 広報活動・機能の充実

広報誌の配布を新聞折込から自治会配付に変更したことにより配付率が上昇しています。また、SNS(Facebook や Instagram)を開始し市ウェブサイトを補完する発信手段が確保できています。今後も引き続きより多くの市民が広報誌を閲覧できる環境、手段を模索する必要があります。また、SNS の有効活用等を検討する必要があります。

【広報・広聴】 広聴活動の充実

市民懇談会や座談会、市長への手紙など広聴機会利用の啓発を行っています。広聴施策の充実を図るため、コロナ禍でも密にならずに実施可能な方法を検討することが必要です。

【財政運営】 公共施設等総合管理計画の推進

「香取市公共施設等総合管理計画」の基本的な方針である「公共施設総床面積 31.5%縮減」の実現に向け、個別計画を作成し推進しています。公共施設の移譲、譲渡、撤去に関しては、長期的な視点に立ち、利用者等の意見を踏まえた十分な議論を行いながら推進していきます。

(2) 成果指標の達成状況の検証

各施策の成果指標の達成状況については、2021(令和 3)年度末を基準として、24 項目が成果指標として掲げた目標値を達成済または達成見込みです。一方で、45 項目については、新型コロナウイルス感染症の影響など社会状況・経済状況の変化もあり、目標が達成できていない状況です。

次ページに成果指標ごとの達成状況の一覧を記載します。

○成果指標の達成状況の一覧

| 大綱 | 施策 | 成果指標 | 目標値 (2022) | 実績 (2021) | 達成 区分 |
|---------------|----------------|-----------------------|---------------|---------------------|----------|
| 1 産業・経済の振興 | 農林畜産業 | 農業産出額 | 390億円 | 317.4億円 (R2実績) | 未達成 |
| | | 人・農地プラン作成数 | 70件 | 67件 | 達成見込 |
| | 商工業 | 商工団体加入事業者数 | 1744 事業所 | 1759 事業所 | 達成済 |
| | | 空き店舗新規開店数 | 15件 | 10件 | 達成見込 |
| | 企業誘致 | 誘致企業数 | 5件 | 7件 | 達成済 |
| | | 誘致企業の雇用者数(うち市内在住者数) | 50人 (30人) | 64人 (64人) | 達成済 |
| | 観光 | 年間観光入込客数 | 720万人 | 548万人 | 未達成 |
| 2 生活・環境の向上 | 自然環境 ・省エネ | 河川のBOD環境基準の達成率 | 61.7% | 56.3% (R2実績) | 未達成 |
| | | 住宅用太陽光発電設備の導入量 | 3,505KW | 3698.9kw | 達成済 |
| | 廃棄物処理 ・再資源化 | 1人1日当たりのごみ排出量 | 925g/人・日 | 974g/人・日 (R2実績) | 未達成 |
| | | リサイクル率 | 28.1% | 21.8% (R2実績) | 未達成 |
| | 公園・緑地 ・水辺空間 | 市民1人当たりの公園面積 | 8.08㎡/人 | 7.32㎡/人 | 未達成 |
| | 交通安全 ・防犯 | 人口1,000人当たりの交通事故発生件数 | 2,848件 | 1,588件 | 達成済 |
| | | 人口1,000人当たりの刑法犯認知件数 | 6,683件 | 3,448件 | 達成見込 |
| | 防災・消防 ・救急 | 自主防災組織の組織率 | 60% | 45% | 未達成 |
| | | 家庭や地域で災害時の対応を共有している割合 | 100% | 57.5% (R4市民意識調査) | 未達成 |
| | 市民相談・ 消費者相談 | 消費者トラブルに巻き込まれた人の割合 | 3.0% | 5.4% (R4市民意識調査) | 未達成 |
| | | 消費生活講座の参加者数 | 120人 | コロナにより未実施 | 未達成 |

| 大綱 | 施策 | 成果指標 | 目標値 (2022) | 実績 (2021) | 達成 区分 |
|-----------------|------------|------------------------------|--------------------------|--------------------------|----------|
| 3 健康・福祉の充実 | 地域福祉 | 見守りネットワーク事業登録者数 | 800人 | 501人 | 未達成 |
| | | ボランティアの活動人数 | 19,250人 | 7,280人 | 未達成 |
| | 介護・介護予防 | 要支援・要介護認定率 | 14.4% | 16.72% | 未達成 |
| | | 認知症サポーター養成講座受講者数 | 30人 | 119人 | 達成見込 |
| | 高齢者の生きがい | 地域で活動している65歳以上の市民の割合 | 38.0% | 46.0% (R1実績) | 達成済 |
| | | タクシー券利用率 | 67.00% | 54.00% | 未達成 |
| | 子育て | 子育て支援センター利用者数 | 23,000人 | 10,387人 | 未達成 |
| | | 特定教育・保育施設等待機児童者数 | 0人 | 0人 | 達成済 |
| | 障害者福祉 | 一般就労移行者数 | 31人/年 | 8人/年 | 未達成 |
| | | 居宅障害福祉サービス利用者数 | 500人/年 | 558人/年 | 達成済 |
| | 健康づくり | 妊婦歯科検診の受診率 | 37.5% | 26.05% | 未達成 |
| | | がん検診の受診率 | 29.0% | 19.50% | 達成見込 |
| | 地域医療 | 香取市健康相談ダイヤル24への相談件数 | 3,900件 | 4,576件 | 達成済 |
| | 社会保障 | 特定健康診査の受診率 | 50.50% | 38.2% (R2実績) | 未達成 |
| | | 国民健康保険被保険者1人当たりの医療費 | 369,814円以内 | 365,618円 (R2実績) | 達成見込 |
| 生活困窮状態が改善された世帯数 | | 15世帯 | 33世帯 | 達成見込 | |
| 4 教育・文化の振興 | 教育施設・環境の整備 | 小・中学校数 | 小学校 14 中学校 5 | 小学校 16 中学校 7 | 未達成 |
| | | 大規模改修工事を実施した校舎棟数 | 18棟 | 17棟 | 未達成 |
| | | 小・中学校のトイレ洋式化率 | 小学校 89.30% 中学校 92.60% | 小学校 86.13% 中学校 93.59% | 未達成 |
| | 学校教育 | 長期欠席児童生徒の割合 | 1.07% | 1.65% | 未達成 |
| | | 全国学力学習状況調査平均値 | 小 +1.0ポイント 中 +1.0ポイント | 小 -2.2ポイント 中 -4.2ポイント | 未達成 |
| | 青少年健全育成 | 地域ボランティア活動経験者(児童)の割合 | 50.0% | - | 指標無し |
| | | 友達との約束を守っている児童の割合 | 100.0% | - | 指標無し |
| | 生涯学習 | 生涯学習(文化・芸術)活動に対する市民満足度 | 10.4% | 7.3% | 未達成 |
| | | 図書資料の貸出冊数 | 230,000冊 | 182,599冊 | 未達成 |
| | 生涯スポーツ | スポーツ施設利用者数 | 283,000人 | 168,040人 | 未達成 |
| | | 体育協会会員数 | 4,220人 | 3,862人 | 未達成 |
| | 歴史・文化 | 伊能忠敬記念館・旧宅の年間入込客数 | 260,000人 | 160,499人 | 未達成 |
| | | 指定文化財(無形民俗)・伝承芸能保存連絡協議会所属団体数 | 18団体 | 18団体 | 達成済 |

| 大綱 | 施策 | 成果指標 | 目標値 (2022) | 実績 (2021) | 達成 区分 |
|------------------|------------|---------------------|------------------|----------------------|----------|
| 5 都市基盤の整備 | 土地利用 | 大規模未利用地活用計画策定数 | 1計画 | 未策定 | 未達成 |
| | 市街地整備 | 高速バス利用者数 | 84,820人 | 22,083人 | 未達成 |
| | 町並み整備 | 小野川周辺の観光入込客数 | 682千人 | 312千人 | 未達成 |
| | 住宅環境 | 木造住宅の耐震化率 | 95.0% | 80.0% | 未達成 |
| | 道路整備 | 道路改良率 | 62.38% | 61.42% | 未達成 |
| | | 道路舗装率 | 82.58% | 81.65% | 未達成 |
| | 公共交通 | 市内公共交通に関する市民満足度 | -10% | -30.6% (R4市民意識調査) | 未達成 |
| | | 公共交通利用者数 | 60,000人 | 46,828人 | 未達成 |
| | | 公共交通に対する利用者1人当たりコスト | 726円 | 1,095円 | 未達成 |
| | 上水道 | 料金収納率 | 98.2% | 97.3% (R2実績) | 未達成 |
| 老朽管残存延長(石綿セメント管) | | 100km | 99km (R2実績) | 達成済 | |
| 下水道 | 汚水処理人口普及率 | 67.5% | 62.7% (R2実績) | 未達成 | |
| 6 市民参画・行政の取組 | 市民協働 | コミュニティビジネス協議会数 | 4件 | 0件 | 未達成 |
| | | 地域振興事業助成団体数 | 15団体 | 5団体 | 未達成 |
| | 人権 | 研修等の参加者数 | 470人 | 379人 | 未達成 |
| | | 審議会等の女性構成比率 | 32.0% | 27.7% (R2年度) | 未達成 |
| | 国際交流・地域間交流 | 各種講座参加者数 | 600人 | 637人 | 達成済 |
| | | 通訳ガイドボランティア案内件数 | 50件 | 0件 | 未達成 |
| | 広報・広聴 | 広報紙の閲覧割合 | 52% | 68.8% (R4市民意識調査) | 達成済 |
| | | ウェブサイトへのアクセス件数 | 181,500 件/月 | 1,028,811 件/月 | 達成済 |
| | 行政運営 | 定員管理職員数 | 556人 | 559人 | 達成見込 |
| | | 香取市の住みやすさ | 56.0% | 49.1% (R4市民意識調査) | 未達成 |
| 財政運営 | 将来負担比率 | 99.6%以内 | 37.5% (R2実績) | 達成見込 | |
| | 一般市税の収納率 | 94.20% | 93.24% (R2実績) | 達成見込 | |

第2編 基本構想

第1章 香取市の目指す方向

1節 将来都市像

前期基本計画の5年間に引き続き、後期基本計画5年間の将来都市像を以下のとおりとし、最終目標年度の2027(令和9)年度まで継続します。

豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取

～人が輝き 人が集うまち～

「豊かな暮らしを育む」・・・

老若男女を問わず、香取市に関わるすべての人が、日々の暮らしの中でそれぞれの希望や理想の実現に向けて、活動し活躍できるまちを目指します。

込められた想いの背景となった香取市の姿

香取市内には住民自治協議会(まちづくり協議会)やNPOなどが設立され、より良い地域を目指し、多様な立場から意見を出し合い活動することで、地域の活力を高めています。今後、少子高齢化の進行など、社会環境が変化していく中でも、自ら課題解決に向けて取り組むことで、まちづくりに関わるすべての人が活躍できる姿を表しています。

「歴史文化・自然の郷」・・・

豊かな自然と歴史、文化などの地域資源を活かしながら、郷土の誇りと愛着を育みます。

込められた想いの背景となった香取市の姿

ユネスコ無形文化遺産に登録された佐原の山車行事、山倉の鮭祭り、水郷小見川花火大会、栗源ふるさと祭りといたった多くの祭りや行事、伊能忠敬翁、香取神宮、重要伝統的建造物群保存地区に選定された佐原の町並みなどが彩る歴史や文化、利根川、黒部川、小見川城山公園等の河川や公園の自然など、長い歴史に培われた文化や豊かな自然に恵まれていることが、香取市の大きな魅力となっています。

「人が輝き 人が集う」とは・・・

市民が健康で豊かな生活を送るとともに、市内外から多くの人が集まり交流することで、互いに高めあい、さらに賑わいに溢れたまちを目指します。

込められた想いの背景となった香取市の姿

持続可能な地域社会を目指すため、人材の育成が重要となっています。安心して豊かな生活が送れるよう、地域活動の活性化が期待されています。また、歴史、文化、自然、農産物など、多様な資源に恵まれた香取市は、様々な人々を惹きつける魅力に溢れ、訪れる多くの人々との交流によって、活性化や新たなまちづくりの展開が期待できます。

2節 施策の大綱

第2次香取市総合計画の後期基本計画の5年間(2023(令和5)年～2027(令和9)年)は、施策の大綱として6つの分野を継続し、社会情勢の変化や市民の声等を踏まえた検証結果に基づき、各大綱の内容について、部分的な見直しを行いました。

後期基本計画においても、少子高齢化及び人口減少対策に力点を置くほか、引き続き、農業をはじめとした産業や歴史、文化といった地域資源を最大限に活かしつつ、住んでいる人、訪れる人、これから住む人、本市と関わりを持つすべての人々にとって魅力的なまちづくりを展開していきます。

1. 産業・経済の振興

～産業の活性化によりまちの活気を高め、賑わいのあるまちを創る～

少子高齢化の進行により生産年齢人口が減少していく中、基幹産業の活性化や新たな産業などの育成、雇用の場の確保や観光資源の積極的な活用を通じて、本市の持続的な成長を推進していきます。

- ①活気に満ちた農林畜産業の推進
- ②地域の消費を賄い雇用の受け皿となる商工業の振興
- ③地域経済の基盤となる優良企業の誘致
- ④資源の連携による新しい魅力に溢れた観光の推進

2. 生活・環境の向上

～水と緑のやすらぎを感じ、安心・安全に暮らせるまちを創る～

安心・安全に暮らせ、住み続けたいまちにするために、身近な自然との共生を促進し、災害や犯罪、事故等による被害の防止、低減を推進します。

- ①豊かな自然環境との共生の促進
- ②美しいまちを将来へ継承する環境施策の拡充
- ③資源循環と廃棄物の適正処理の推進
- ④公園・緑地・水辺空間の適正な管理と整備
- ⑤斎場及び墓地の適正な管理促進
- ⑥地域ぐるみの交通安全、防犯体制の充実
- ⑦地域防災力の向上と消防救急体制の充実
- ⑧誰もが気軽に利用でき信頼される相談体制の強化
- ⑨すべての人が平等な人権尊重社会の実現

3. 健康・福祉の充実

～支えあい、健康で生き生きと自分らしく暮らせるまちを創る～

市民一人ひとりが、心身ともに健康で生き生きと活動し活躍するために、必要な支援やサービスを受けられる体制と、地域で互いに助けあう仕組みを整備していきます。

- ①助け合い支え合う地域福祉の推進
- ②一歩進んだ介護、介護予防の推進
- ③生きがいと安心に満ちた高齢者福祉の充実
- ④安心して産み育てられる子育て支援の充実
- ⑤障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域づくりの推進
- ⑥市民生活を支える健康づくりと感染症対策の充実
- ⑦安心して安全な医療提供体制の充実
- ⑧安心して暮らすために必要な社会保障の充実

4. 教育・文化の振興

～地域の歴史・文化を知り、未来を担う人を育むまちを創る～

将来を担う子どもたちが、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう、教育環境の向上や高度情報化社会に対応した学習環境の整備、家庭や地域の見守り体制の充実を図ります。

また、すべての市民が生きがいや地域との交流を保ち、健康で活力のある生活を送ることができるよう、いつでも、どこでも学ぶことができる環境と、主体的にスポーツに取り組むことができる環境を整備していきます。

- ①学校等の適正配置と快適な教育環境整備の推進
- ②生きる力を育てる特色ある学校教育の推進
- ③次代を担う青少年の健全育成
- ④ひらかれた生涯学習活動の振興
- ⑤市民主体のスポーツ活動の推進
- ⑥郷土を愛する心を育む歴史文化の継承と芸術の振興

5. 都市基盤の整備

～安全で快適な魅力あふれるまちを創る～

安全で快適な、魅力あふれるまちを実現するために、災害に強く機能的で利便性の高い都市基盤、安心して暮らせる住環境を整備していきます。

- ①秩序ある土地利用の推進
- ②機能的で賑わいのある市街地の整備及び魅力あふれる町並みの整備促進
- ③安心して暮らせる住環境の整備
- ④暮らしと産業を支える道路網の整備及び河川、排水路の管理
- ⑤身近で利便性の高い公共交通体制の整備
- ⑥安全な水を安定して供給する水道の整備
- ⑦快適な暮らしと水環境をつくる下水道の整備

6. 市民参画・行政の取組

～みんなが力を発揮して将来に続くまちを創る～

人口減少や少子高齢化が進行する中、行政サービスの質と量を維持しつつ、将来にわたって持続可能なまちを実現するために、限られた経営資源を効率的に活用し、市民や企業等と行政との連携をより深めたまちづくりを推進していきます。

- ①市民が主体となった地域づくりの推進とコミュニティ施策の充実
- ②持続可能でよりよい社会の実現
- ③過疎対策と移住定住施策の推進
- ④地域連携・交流施策の拡充と国際交流施策の確立
- ⑤市民とのコミュニケーション手段の充実と地域プロモーション事業の展開
- ⑥計画的な行政運営と行政改革の推進及び自治体 DX 等への対応
- ⑦財源確保等経営効率化の推進及び財産管理の適正化

3節 まちづくりの基本姿勢

市民意識調査等の結果から、市民の市をイメージするキーワードに変化がなく、現段階において、あえて将来都市像を変える必要がないとの検証結果を踏まえ、その実現に向けた「まちづくりの基本姿勢」についても、基本的に踏襲します。

なお、昨今の「社会的潮流の動向」の変化が著しい状況等を踏まえ、後期基本計画の施策に反映すべき「まちづくりの新たな視点」を加えることとします。

1. 将来都市像の実現に向けた基本的な考え

(1) 様々な主体による繋がり醸成

市民や行政など、本市に関わるすべての主体が、ともに考え、責任を共有しながら、まちづくりを進める必要があります。そのためには、自治会や住民自治協議会などの活動を通じた人の繋がりを強くするほか、様々な活動を実施している団体等とのさらなる連携の深化が必要となります。そこで、これまでの「市民協働」の考えや取組をさらに拡充して、本市に関わるすべての主体が互いに協力できる体制を構築するため、特に、市から市民に対し、課題や取組状況を周知しながら、その共有化を図るなど、具体的な取組を高度化・活発化することで、将来都市像の実現に向けた取組を推進します。

(2) 香取らしさの追求

地域間競争がますます激しさを増す中、いかに「香取らしさ」を追求するかが重要です。特に、依然として、人口減少や少子高齢化に歯止めがかからない状況を鑑み、本市への移住、在住者の定住をはじめ、観光施策等の充実による来訪者や関係人口等の拡大を図るためには、地域間競争が進む中にあることを強く意識し、個性を磨き、独自性を発揮できるよう、市内外の認知度を高めながら、本市の優れた地域特性や特色を最大限に活かし、諸課題の抜本的な解決方策との関連付けをより明確化するなど、具体的な事業展開方策を考察・実践し、将来都市像の実現に向けた取組を推進します。

(3) 計画的な行財政運営の確立

人口減少、地域経済の縮小をはじめ、合併による普通交付税優遇措置の終了(令和2年度)等により、本市の収入財源(財政規模を含む)の縮小傾向は避けられない状況となっています。また、社会保障費や公共インフラ等施設の維持管理に要する経費等の割合がより高くなるほか、極めて有利な財源とはいえ、合併特例債等の借入額の増に伴う起債残高及び年度ごとの元利償還金が増大し、今後、財政運営状況が一層厳しくなると見込んでいます。そこで、限られた財源を有効に活用するために計画事業の取捨選択を適切に行うなど、取組や施策実施範囲の再確認を行いながら、実施・適用事業の選択と集中を進め、将来都市像の実現に向け、今まで以上に計画的かつ効率的、効果的な行財政運営の確立を図ります。

2. まちづくりの新たな視点

「社会的潮流の動向」が変化している実態を踏まえ、少子高齢化及び人口減少対策のほか、特に本市のまちづくりに対する影響が大きく、その対応が求められている新たな視点について、次のとおり、その基本的な考えを明らかにします。

(1) SDGsの推進

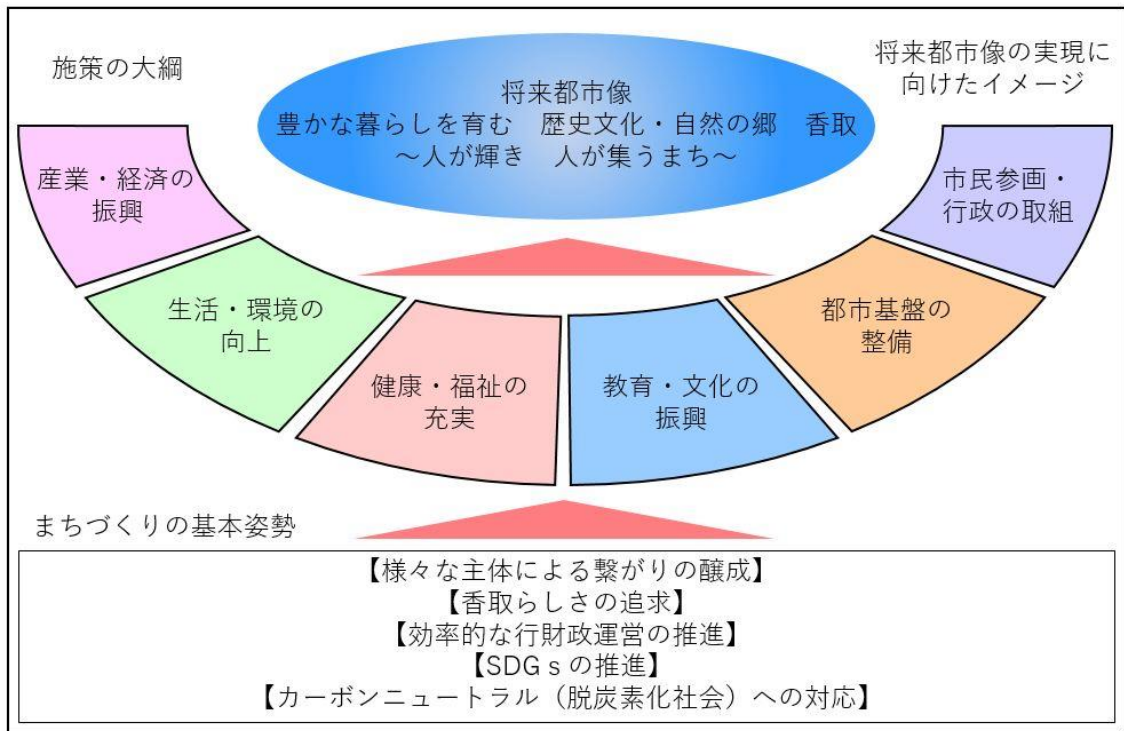
SDGsは、2015(平成27)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030(令和12)年を達成年限として17のゴールと169のターゲットが設定されています。

後期基本計画では、SDGsの視点を踏まえ、地方自治体としての市の取組を具体的に検討するとともに、目標との関連を意識し、各施策を推進することにより、SDGsの達成に貢献していきます。

(2) カーボンニュートラル(脱炭素化社会)への対応

国は2020(令和2)年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ」にする、すなわち「2050年にカーボンニュートラルの実現を目指す」ことを宣言しました。この宣言を受け、カーボンニュートラルを成長・イノベーションの機会として捉え、関係省庁や地方自治体、各企業で様々な取組が進められています。後期基本計画では、カーボンニュートラルの実現に向けての視点を取り入れ、本市の地域活性化に繋げていきます。

基本姿勢の概念図



第3編 後期基本計画

第1章 後期基本計画の概要

1節 計画の趣旨

後期基本計画は、策定(確認・見直しを含む)に係る様々な検証結果など、第2編までの内容を踏まえ、第2次香取市総合計画の将来都市像「豊かな暮らしを育む 歴史文化・自然の郷 香取 ～人が輝き 人が集うまち～」の実現のため、必要な施策と事業を体系的に整理したもので、今後のまちづくりの具体的な施策を講じる指針となるものです。

「産業・経済の振興」「生活・環境の向上」「健康・福祉の充実」「教育・文化の振興」「都市基盤の整備」「市民参画・行政の取組」の6つの大綱の下に41の施策を位置づけ、より具体的かつ適正な施策を講じるとの観点から、新たに各施策に実際の分掌事務や業務区分に基づく小項目(小施策)を設け、今後5年間の目指すべき目標、取り組むべき内容等を記載することで、今後のまちづくりの方向性、施策ごとの取組方針等をきめ細かく示しています。

2節 計画の期間

2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間

後期基本計画は、当初の想定通り、基本構想(10年間)の後半部分、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までの5年間を計画期間とします。

第2章 後期基本計画の推進

1節 後期基本計画の推進

1. 将来都市像の実現に向けて

後期基本計画を推進するに当たり、その実効性を高める観点から、まず、「まちづくりの基本姿勢」を踏まえ、「将来都市像」を実現するために、次の3点を考え方の基本とします。

(1) 市民等と行政による施策の推進(様々な主体との繋がり醸成に向けて)

将来都市像の実現は、行政のみならず市民、地域、企業、各種団体といった多様な主体との連携及び施策の推進が不可欠です。このことから、後期基本計画では、行政活動の指針との観点及び、より質の高い市民の暮らしを実現していくため、市民、民間企業や地域団体

等を含め、まちづくりの方向性を示すものでなくてはなりません。

したがって、各施策の推進に当たっては、まず、積極的に市側からの情報発信を行い、課題や状況等を相互で把握・共有するほか、市民等の意見を聴取する機会を積極的に設定するなど、多様な主体がまちづくりに関わる状況を創出・確認しながら、各施策の取組を推進します。また、市内外を問わず、様々な主体との事業提案のやりとりや、より多くの効果的な連携施策を講じることができるよう、その制度化や具体的な反映・展開施策の実施に努めます。

(2) 戦略的な計画、取組の推進(香取らしさを追求するために)

本市では、人口の減少、少子高齢化の進行から、従前に比べて利用できる財源の額が減少すると予測しています。厳しい財政状況の中にあって、効率的・効果的な行財政運営を図る観点から、より一層、重点課題や地域特性を見定め、経営的な感覚を持って戦略的な取組を進めることが大前提となります。

特に、地域間競争がますます激化する中、地域の個性や特性を前面に打ち出し、市内外における特性等の認知度を高め、より効果的な施策として立案・展開することが、人口減少等の市の抜本的な課題解決に大きく寄与するとの認識の下、新たな市民ニーズや行政需要への対応とともに、後期基本計画の期間中に優先的に取り組むべき組織及び施策横断的な取組を「重点プロジェクト」として明確に位置づけるなど、効果的かつ戦略的なまちづくりを進めます。

(3) 進行管理を適切に実施する体制の構築(計画的な行財政運営の確立に向けて)

将来都市像の実現に向けて、計画に掲げる施策ごとの取組を具体的に実施していくためには、各施策の課題を常に把握・見直し、適切に理解しながら、対処する取組を適切かつ段階的に進めていくことが必要です。そのため、まず、各施策の課題解決に資する取組について、実際の分掌事務等を踏まえた小施策ごとに区分して検討するほか、特に、どこが主体的に取り組む、責任をもって担当するのかなど、推進体制の確立に重きを置きながら、計画策定(課題の把握を含む)、実行、評価、改善までのPDCAサイクルを構築して実践します。

具体的には、予算化等の適正化を含め、各施策の進捗状況を適切かつ客観的に把握し、迅速に新たな事業展開に繋げるために、後期基本計画に位置づける41施策について、成果目標を明確にし、実施効果をしっかりと評価しながら実践する体制の構築・確立を図ります。

また、各施策をはじめ、組織を横断して対処する重点プロジェクトについても、同様に成果目標を明確にし、適宜、関連する有識者会議等へ報告する体制を構築します。なお、有識者会議等からの意見や提言は、各施策の具体的な実践段階での適用を含め、重点プロジェクトの推進にも反映することとし、その見直しの仕組みや更新する体制を構築しながら推進することとします。

なお、各施策のいかなる取組においても、市民目線を考慮しながら、客観的な観点による課題解決に向けた方針や個別・部門別計画の作成・決定は、大小を問わず必須なほか、特

に、後期基本計画自体の事業進行管理と、中・長期的な財政計画及び予算の執行・資金管理計画との調整・連携は不可欠なため、具体的に適用していくこととします。

PDCAサイクルの適用に係る留意点

●Plan(計画)

- ・施策ごとに「5年後の目指す姿」を定め、具体的な取組方針を設定します。
- ・その際、推進体制の確立、担当や役割分担を明確にします。
- ・常に課題の把握及び共有化に努め、対処方針と施策事業の結びつきを確認します。
- ・施策の成果を測れるように、適切な指標を成果指標として定め、成果指標の目標値を設定します。成果指標の目標値を設定することにより、各施策の目的意識・成果意識を高めます。また、施策の成果を表すことにより、市民の市政に対する意識、理解度を高めます(分かりやすい市政の実現)。

●Do(実行)

- ・各施策の目的を意識し、「5年後の目指す姿」を達成できるよう、設定した取組方針に基づき、市民目線に立って各施策の取組を実施します。また、各取組の実施にあたっては、取組の実行で判明した問題・課題や新たな課題にも着目し、以降の Check(測定・評価)活動や Action(対策・改善)活動に活かします。

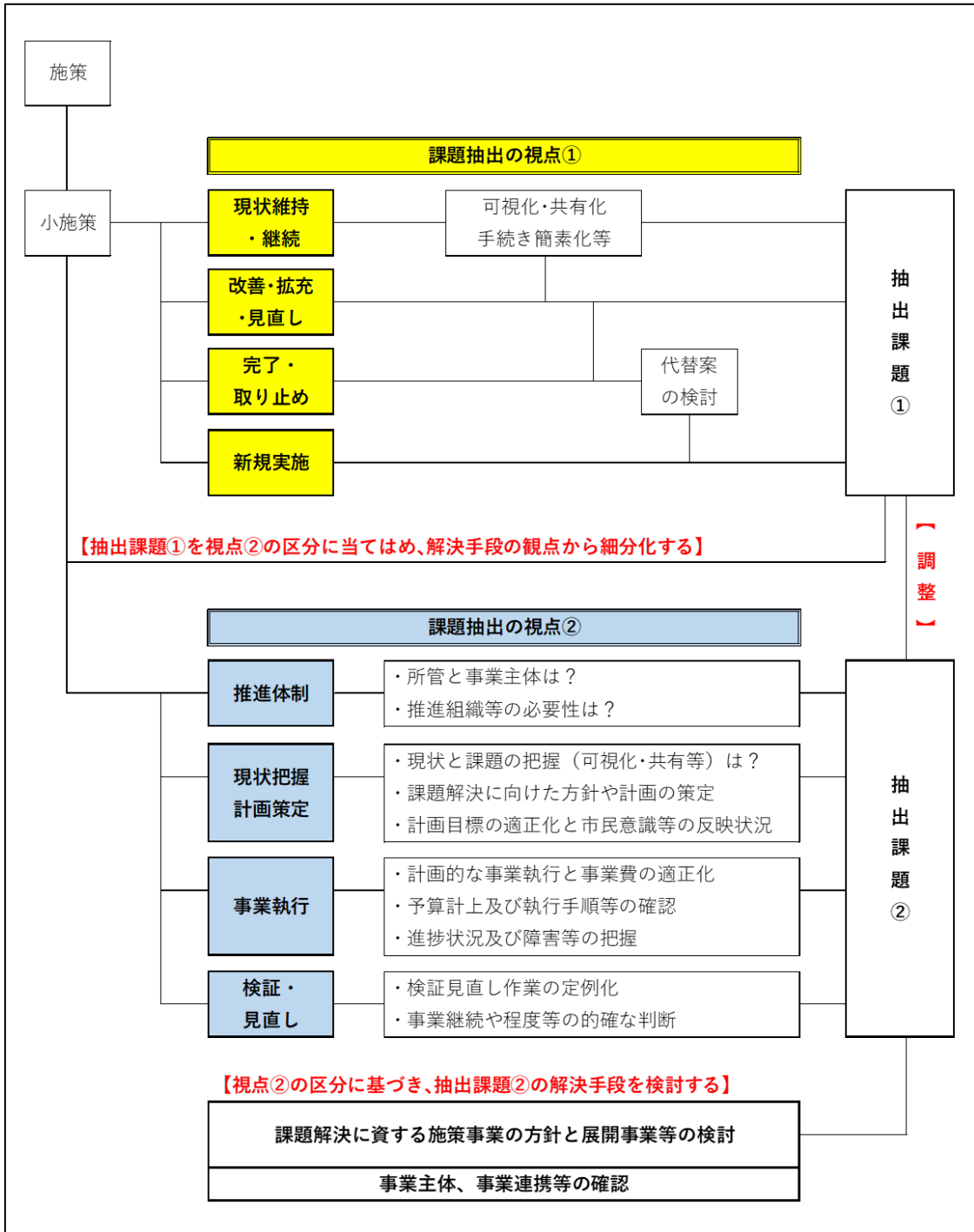
●Check(測定・評価)

- ・施策の成果指標毎に、実績値と目標値を比較し、施策の進捗状況を評価します。(定量評価)
- ・各取組方針の現状と課題を整理し、進捗状況を評価します。(定性評価)
- ・定量評価、定性評価を通じて、成果指標の達成や取組方針の実行が「5年後の目指す姿」の実現に繋がっているか検証します。(成果指標や取組方針設定の適切性評価)

●Action(対策・改善)

- ・Check(測定・評価)の結果を受け、新規事業の検討や各施策の内容の拡充、維持、廃止を検討します。

課題の抽出及び事業展開を図る基本的な考え



2. まちづくりの新たな視点

「第 2 編 3 節まちづくりの基本姿勢」を踏まえ、後期基本計画では、まちづくりの新たな視点等への対応を次のとおりとします。

まず、依然として、歯止めがかからない少子高齢化及び人口減少対策については、引き続き、本市の最重要課題との認識のもと、重点プロジェクトとして、組織・施策横断的に対応することとします。

また、新たな視点である「SDGsの推進」については、「施策の大綱」に基づく各施策の事業展開を検討する中で、それぞれ、17の目標に関連する項目を確認・整理し、そのアイコンを表示するほか、「脱炭素社会への対応」についても、当面、関係施策に係る事業内容を検討する中で、その対応を図ります。

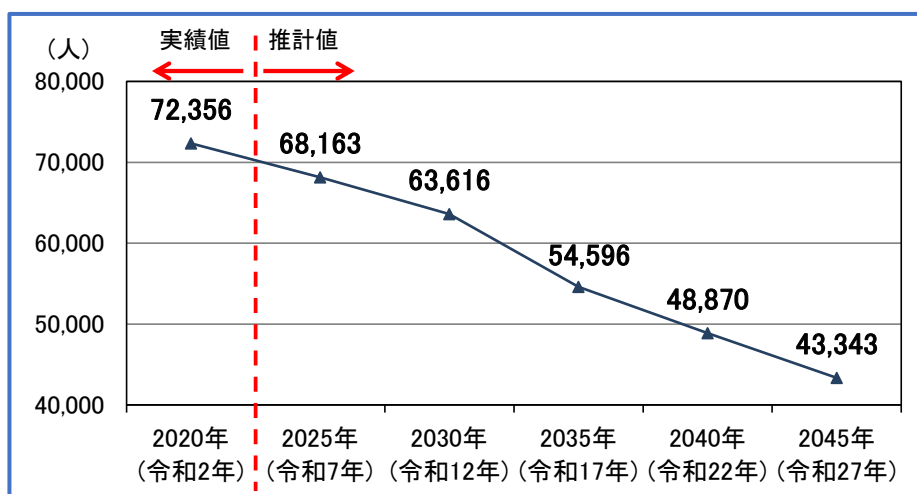
第3章 市の将来の姿

1節 将来人口の見通し

1. 将来人口推計

令和2年国勢調査において、本市の人口は 72,356 人となっています。

後期基本計画及び総合戦略の策定に合わせ見直しを行った「香取市人口ビジョン」の将来推計人口では、2025 年に 68,163 人（令和2年国勢調査人口比、－5.8%）、2030 年には 63,616 人（同、－12.1%）、2045 年には 43,343 人（同、－40.1%）になると見込んでいます。これは、前期基本計画の時点と比べますと、令和2年の実績値を踏まえて令和12年までの推計値について、若干、上振れすると見直しておりますが、その後の推計値を変更するには至らない状況にあると判断しています。



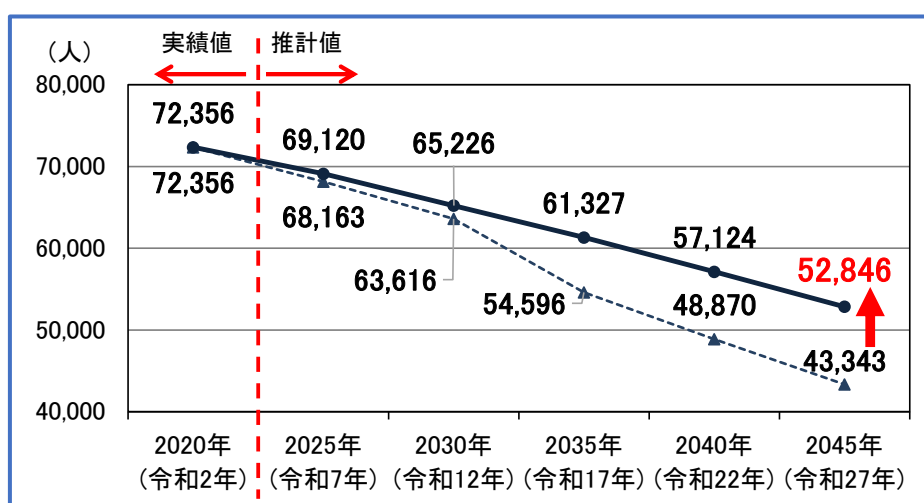
2. 将来展望

香取市人口ビジョンを踏まえ、本市の目指すべき人口規模について、特に変更する必要がないと判断し、引き続き、次のとおり展望します。

2045年(令和27年)に

人口 **53,000人** 程度の維持

を目指します。



※ 現在作成中の財政推計完了後、最新のものに差し替えます

2節 財政状況の見通し

後期基本計画期間の財政見通しは、以下のとおりです。

【歳入】

(単位:百万円)

| 項目 | 2023年 (令和5年) | 2024年 (令和6年) | 2025年 (令和7年) | 2026年 (令和8年) | 2027年 (令和9年) |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 市税 | 8,602 | 8,317 | 8,208 | 8,105 | 7,836 |
| 各種交付金等 | 2,280 | 2,283 | 2,283 | 2,163 | 2,163 |
| 地方交付税 | 9,386 | 9,537 | 9,568 | 9,248 | 9,357 |
| 一般財源の計 | 20,268 | 20,137 | 20,059 | 19,516 | 19,356 |
| 国・県支出金 | 6,675 | 6,348 | 6,711 | 6,475 | 6,437 |
| 地方債 | 3,939 | 2,883 | 3,842 | 4,199 | 3,697 |
| 繰入金 | 1,010 | 1,131 | 1,267 | 2,044 | 1,785 |
| (うち財政調整基金等) | (668) | (790) | (938) | (1,727) | (1,456) |
| 繰越金 | 500 | 500 | 500 | 500 | 500 |
| その他 | 1,289 | 1,277 | 1,263 | 1,251 | 1,237 |
| 合計 | 33,681 | 32,276 | 33,642 | 33,985 | 33,012 |

【歳出】

(単位:百万円)

| 項目 | 2023年 (令和5年) | 2024年 (令和6年) | 2025年 (令和7年) | 2026年 (令和8年) | 2027年 (令和9年) |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 人件費 | 4,947 | 4,849 | 4,778 | 4,695 | 4,643 |
| 扶助費 | 6,474 | 6,491 | 6,513 | 6,546 | 6,511 |
| 公債費 | 4,226 | 4,432 | 4,582 | 4,607 | 4,748 |
| 義務的経費の計 | 15,647 | 15,772 | 15,873 | 15,848 | 15,902 |
| 物件費 | 3,580 | 3,510 | 3,457 | 3,434 | 3,421 |
| 補助費等 | 5,775 | 5,589 | 5,586 | 5,447 | 5,089 |
| 繰出金 | 3,084 | 3,140 | 3,150 | 3,171 | 3,177 |
| 出資金 | 1,104 | 680 | 916 | 721 | 792 |
| 普通建設事業費 | 3,375 | 2,449 | 3,554 | 4,276 | 3,513 |
| その他 | 647 | 645 | 637 | 624 | 639 |
| 合計 | 33,212 | 31,785 | 33,173 | 33,521 | 32,533 |
| 歳入合計－歳出合計 | 469 | 491 | 469 | 464 | 479 |
| 決算剰余金処分積立額 | 531 | 509 | 531 | 536 | 521 |
| 次年度への繰越金 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| 財政調整基金年度末残高 | 6,673 | 6,489 | 6,157 | 5,386 | 5,086 |
| 減債基金年度末残高 | 2,110 | 2,110 | 2,110 | 2,110 | 1,910 |
| 公共施設整備基金年度末残高 | 1,335 | 1,236 | 1,137 | 687 | 237 |

1. 歳入・歳出の見通し

【歳入】

「市税」は、生産年齢人口の減少、評価替えによる地価の下落がそれぞれ市民税、固定資産税に影響し、減収となることを見込んでおります。

「地方交付税」は、普通交付税の合併算定替えの優遇措置が 2020(令和2)年度で終了し、合併特例債及び過疎債の交付税措置を除けば、増収が見込めない状況です。

「地方債」は、優遇措置のある合併特例債を、事業計画に沿って発行するほか、同じく優遇措置のある過疎債についても過疎地域持続的発展計画に基づき有効活用を図ります。また、普通交付税の代替となる臨時財政対策債の発行も見込んでいます。

【歳出】

「人件費」は、職員定員適正化計画を継続して推進していきますが、地方公務員の定年引上げに伴う増加を見込んでいます。

「扶助費」は、福祉サービスの需要増加や高齢化に伴う社会保障関係費などの増加により増加傾向が続きます。

「公債費」は、合併特例債や臨時財政対策債などに対する元利償還金が、2029(令和10)年度までは増加することから、財政構造の硬直化が懸念されます。

「補助費等」は、減少傾向で推移しますが、計画期間後に、ごみ処理新施設の建設に伴う負担金が大きく増加する見込みです。

「普通建設事業費」は、合併特例債や過疎債など有利な財源を最大限活用し、必要な事業を計画的に見込んでいます。

「その他」には、積立金及び投資・出資金が含まれており、水道施設統廃合事業等に対する出資金を見込んでいます。

以上のことから、後期基本計画期間においては、市税の減収等により一般財源の増収が見込めないことから、扶助費や公債費といった義務的経費の増加に伴う財源不足を補うため、財政調整基金などの基金を取り崩して、財政運営せざるを得ない状況です。

2. 財政運営の考え方

合併以降、適宜、行財政運営の見直しを行い、剰余金及び人件費の削減分について、可能な範囲で財政調整基金への積立を行った結果、標準財政規模の30%を超える基金残高となっています。また、近年、国による経済対策等の特別措置が講じられたことにより、財政状況は良好な状態で推移してきました。

しかしながら、職員定員適正化計画の推進により大幅に削減してきた人件費は、今後、行政サービス自体の縮減が難しいことから、削減効果は限定的になると見込まれます。その一方で、高齢化等による社会保障関係費の増加は避けられず、また、合併特例債活用事業の実施や老朽化した施設の更新に伴う公債費、維持補修費も増大します。

さらに、市税等自主財源の減少という状況に直面していることから、徴収率の向上・遊休資産の活用など適正な歳入確保対策の検討を図りつつ、本市本来の適正規模に基づく、持続可能な財政運営を実施していくためには、市職員のみならず市民を含めた香取市全体で行財政改革の取組を着実に進めていく必要があります。

公共施設の整備は、有利な財源を最大限活用しても、公債費や維持管理費等の費用が必ず後年度に発生することから、長期的な視点に基づき、十分検討して整備する必要があります。また、老朽化の進む既存施設については、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等個別施設計画」を基に施設の必要性、費用対効果を十分に検証した上で、計画的に更新、統廃合、長寿命化を図っていきます。

3節 地域整備の方向性(出典:香取市都市計画マスタープラン)

本市の現状及び変遷と特性を踏まえ、将来のまちの骨格を示す将来都市構造を「拠点」、「軸」、「ゾーンなど」により設定し、面的な地域整備の方向を明示します。

(1)拠点

拠点は、市民の生活や都市活動及び交流の中心となる場所で、市民の生活を支え、本市の活力、賑わいを創出する市域や地域の中心となります。それぞれの特性を活かした魅力のある拠点の形成を目指します。

| 種 類 | 概 要 |
|----------|---|
| ①都市拠点 | <p>本市の都市活動や居住の中心となる場所で、佐原市街地と小見川市街地とします。都市拠点は、本市の「顔」となる場所で、今後も機能の充実並びに魅力の向上を図ることが求められています。地域の特性を活かした居住環境の形成と生活を支える都市サービス機能の整った暮らしのしやすいまちづくりを目指します。</p> <p>都市拠点 中心拠点:佐原市街地及び市街地周辺 副拠点:小見川市街地及び周辺</p> |
| ②地区拠点 | <p>山田地域、栗源地域において、地域を担う行政サービスや生活サービス機能等が集積する場所です。市民の生活や活動を支える身近なサービス等の機能が集積した拠点の形成を目指します。</p> <p>地区拠点 山田地域:支所周辺(行政)、府馬地区(生活) 栗源地域:支所周辺及び岩部交差点周辺(行政・生活)</p> |
| ③産業拠点 | <p>産業機能が集積する場所で、小見川工業団地を位置づけます。本市の産業を支える拠点として、小見川工業団地の操業環境の維持、向上を図ります。</p> <p>産業拠点:小見川工業団地</p> |
| ④観光交流拠点 | <p>観光資源となる自然環境や歴史的資源等を中心とする場所で、資源の維持、保全を図るとともに、観光や交流の場として拠点の活用を目指します。</p> <p>観光交流拠点 佐原地域:香取神宮周辺、小野川周辺、与田浦周辺、加藤洲十二橋周辺、水の郷さわら、横利根閘門ふれあい公園周辺 小見川地域:くろべ運動公園周辺、小見川城山公園周辺、まほろばの里案内所周辺 山田地域:府馬の大クス周辺、橋ふれあい公園周辺、鳩山地区観光農業施設周辺 栗源地域:栗源運動広場周辺、道の駅くりもと周辺</p> |
| ⑤都市活性化拠点 | <p>本市の新たな活力を創出する、一体的な土地利用が可能な場所で、周辺の環境に配慮しながら、本市の交流や活力を創出する新たな拠点の形成を目指します。</p> <p>都市活性化拠点 佐原香取 IC 周辺、阿玉台地区周辺、大関地区</p> |

(2)軸

軸は、都市間や地域間を結ぶ道路など、交流や都市活動を支える連続した空間で、市民の生活を支え、本市の活力、賑わい創出の基盤となります。

| 種 類 | 概 要 |
|---------------|--|
| ①都市連携軸 | 広域的な連絡性、または、成田国際空港や鹿島臨海工業地帯を連絡する連続した空間で、賑わいと交流を支える機能の充実を目指します。 都市連携軸 東関東自動車道、国道 51 号、国道 356 号バイパス、成田小見川鹿島港線、利根川、鉄道(JR 成田線、JR 鹿島線) |
| ②地域連携軸 | 地域間や拠点を連絡する連続した空間で、市民の生活や活動を支える機能の充実を目指します。 地域連携軸 国道 356 号(国道 51 号以東区間)、大栄栗源干潟線、旭小見川線、佐原山田線、佐原八日市場線、佐原椿海線、交流促進連絡道路、香取市横断道路 |
| ③沿道利用検討区 間 | 都市連携軸、地域連携軸とした道路で、沿道の都市的土地利用の進展が想定される区間で、周辺の自然環境等と調和し、交通の利便性を活かした利用を目指します。 都市連携軸における沿道利用検討区間 国道 51 号、成田小見川鹿島港線 地域連携軸における沿道利用区間 国道 356 号(佐原市街地～小見川市街地の区間)、 大栄栗源干潟線(佐原八日市場以南区間)、 佐原山田線(佐原市街地～成田小見川鹿島港線の区間)、 旭小見川線(小見川市街地～府馬地区周辺の区間) |

(3)ゾーンなど

ゾーン・エリアは、基本的な土地利用等の大枠を示すもので、それぞれの地域が有する資源等を保全、活用することで、地域の特性に応じた土地利用を目指します。

| 種 類 | 概 要 |
|---------------------|--|
| ①ふるさと交流・定 住ゾーン | 農地や農村集落地等で形成される地域とします。優良農地の保全・活用に努め、生産性の高い農業生産地として活用していくとともに都市との交流空間としての活用を図ります。 |
| ②水と緑の環境保 全・活用ゾーン | 利根川、与田浦周辺等の水辺空間や市南部の緑を形成する山林等とします。河川や緑の保全、育成、また市民の憩いの場として活用を図ります。 |
| ③農村集落地等エリ ア | 「ふるさと交流・定住ゾーン」や「水と緑の環境保全・活用ゾーン」において、まとまりのある農村集落地等が形成されている地域とします。無秩序な住宅等の開発を抑制しつつ、生活環境施設の整備を総合的に進め、農業環境・自然環境と共生する快適でゆとりのある居住環境の創出を図ります。 |

◆香取市の将来都市構造図(出典:香取市都市計画マスタープラン)



- | | | | | | |
|--|---------|--|------------|--|----------------|
| | 都市拠点 | | 都市連携軸(道路) | | ふるさと・交流定住ゾーン |
| | 地区拠点 | | 都市連携軸(利根川) | | 水と緑の環境保全・活用ゾーン |
| | 産業拠点 | | 都市連携軸(鉄道) | | 農村集落地等のエリア |
| | 観光交流拠点 | | 地域連携軸(道路) | | |
| | 都市活性化拠点 | | 沿道利用検討区間 | | |

第4章 重点プロジェクト

1節 重点プロジェクトとは

後期基本計画では、ここまで述べた本市の課題解決に向けて 41 の施策を設定し、より一層、各施策の方針を明確にすることで、各種取組を推進していきます。

その一方で、社会的潮流と動向などを踏まえ、本市の課題の中でも、より複雑かつ大きな課題に対しては、ひとつの組織や施策の中で解決できないものも存在します。

そこで、組織横断的、施策横断的に取組を進めていく必要がある課題に対応するものを重点プロジェクトとして位置付け、全庁一体となって課題解決に向けた取組を進めていきます。

2節 「第2次香取市総合計画・後期基本計画」と「第3期香取市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の関係

総合戦略は、第1編で述べたように、人口減少や少子高齢化の課題に対応し、その状況に歯止めをかけ、市民生活の水準を維持、向上できるよう基本目標を設定し、各施策や取組をまとめたものです。

なお、本市の人口動態は、現在、全国的な動きや状況に先行して、人口減少、少子高齢化が進行していることから、その対策は、本市の最大かつ最重要な課題です。また、本市が一部過疎地域に指定されたことから、早急に対策を講じる必要があります。

総合戦略の各種取組は広範な分野に及び、後期基本計画においても、多くの施策に関連するもので、過疎対策＝人口減少対策との相互の関係性を踏まえると、過疎対策に係る法定計画と総合戦略の内容に齟齬が生じてはならないものであるため、後期基本計画では、引き続き、人口減少、少子高齢化対策に特化した総合戦略に掲げる基本目標の各項目について、再確認をしながら重点プロジェクトとして位置づけることとします。

したがって、本市の人口減少、少子高齢化及び過疎対策については、後期基本計画はもとより、一体的に策定する総合戦略のほか、香取市過疎地域持続的発展計画(令和4年度～7年度)により、極めて積極的かつ早急に施策を講じる必要があり、相応の危機感を共有しながら、全庁一体となって各種取組を推進することとします。

3節 重点プロジェクト

社会的潮流や市民の声を踏まえ、各施策の取組内容の検討と合わせ重点プロジェクトを設定します。

第5章 施策内容

1節 施策体系

| 大綱 | 施策 | 主な小施策 |
|-------------------|----------------|---------------------------|
| 1 産業・経済 の振興 | 1-1 農林畜産業 | 農業経営、農地・農村環境、土地改良、森林整備・治山 |
| | 1-2 商工業 | 商業振興、工業振興 |
| | 1-3 企業・産業誘致 | 誘致活動、就労支援、産業団地 |
| | 1-4 観光 | 観光振興、観光事業 |
| 2 生活・環境の 向上 | 2-1 環境保護・省エネ | 地球温暖化・脱炭素化、自然保護、電気事業 |
| | 2-2 環境衛生・公害対策 | 環境美化・衛生、公害対策 |
| | 2-3 廃棄物処理・再資源化 | ごみ・し尿処理、産業廃棄物・不法投棄、再資源化 |
| | 2-4 公園・緑地・水辺空間 | 公園、緑地、水辺空間 |
| | 2-5 斎場・墓地 | 斎場、墓地 |
| | 2-6 交通安全・防犯 | 交通安全、防犯 |
| | 2-7 防災・消防・救急 | 防災、急傾斜地・砂防、消防・救急 |
| | 2-8 市民・消費者相談 | 市民相談、消費者相談 |
| | 2-9 人権 | 人権・虐待、男女共同参画、LGBTQ+ |
| 3 健康・福祉の 充実 | 3-1 地域福祉 | 地域福祉、重層的支援 |
| | 3-2 介護・介護予防 | 介護保険、地域包括支援 |
| | 3-3 高齢者の生きがい | 生きがいづくり、生活・就労支援 |
| | 3-4 子育て | 子育て支援、保育環境、児童館・児童クラブ |
| | 3-5 障がい者福祉 | 自立支援、権利擁護・環境整備 |
| | 3-6 健康づくり・感染症 | 健康増進・保健衛生、防疫・感染症、予防接種 |
| | 3-7 地域医療 | 地域医療、病院経営 |
| | 3-8 保険・社会保障 | 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金、生活保護 |

| 大綱 | 施策 | 主な小施策 |
|--------------|----------------|---------------------------|
| 4 教育・文化の振興 | 4-1 教育施設・環境の整備 | 適正配置、施設・環境整備 |
| | 4-2 学校教育 | 学校教育、学校給食 |
| | 4-3 青少年健全育成 | 青少年健全育成 |
| | 4-4 生涯学習 | 生涯学習、社会教育 |
| | 4-5 スポーツの推進 | スポーツ振興、社会体育 |
| | 4-6 歴史・文化・芸術 | 伝統文化、文化財、博物館等、芸術振興 |
| 5 都市基盤の整備 | 5-1 都市計画・土地利用 | 都市計画、土地利用、地籍調査 |
| | 5-2 町並み・市街地整備 | 町並み・景観、市街地整備、駐車場 |
| | 5-3 住宅環境 | 住宅政策、空き家対策、市営住宅、宅地造成 |
| | 5-4 道路・河川整備 | 道路・橋りょう、河川・排水路 |
| | 5-5 公共交通 | 公共交通網、循環バス・乗合タクシー |
| | 5-6 上水道 | 上水道施設、簡易水道施設、事業経営 |
| | 5-7 下水道 | 下水道施設、集落排水施設、その他浄化施設、事業経営 |
| 6 市民参画・行政の取組 | 6-1 市民協働 | 市民協働、事業提案・連携、コミュニティ |
| | 6-2 SDGs | 推進体制、事業展開方策 |
| | 6-3 過疎対策 | 過疎対策、移住・定住 |
| | 6-4 地域間交流・国際交流 | 地域連携・地域間交流、国際交流 |
| | 6-5 広報・広聴 | 広報、広聴、地域プロモーション |
| | 6-6 行政運営・DX対応 | 計画行政、行政改革、組織体制・職員研修、DX対応 |
| | 6-7 財政運営 | 財源確保、経営効率化、財産管理・調達 |

2節 各施策の見方

3節 各施策

参考資料